

第三十四回国会 参議院商工委員会會議録第三十二号

(三七二)

昭和三十五年五月十八日(水曜日)午後一時三十五分開会

委員の異動

本日委員阿具根登君辞任につき、その補欠として成瀬暢治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山本 利壽君
理事 川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君
牛田 寛君

委員

赤間 文三君
井川 伊平君
上原 正吉君
斎藤 昇君
高橋進太郎君
阿部 竹松君
近藤 信一君
椿 繁夫君
成瀬 暢治君
吉田 法晴君
島 清君

政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君
警察庁警備局長 江口 俊男君
通商産業 政務次官 原田 憲君
通商産業 石炭局長 樋詰 誠明君
通商産業 山保安局長 小岩井康明君

事務局側

常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の会議に付した案件
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本利壽君) これより商工委員会を開会いたします。

委員の変更について御報告申し上げます。

本日阿具根登君が辞任され、その補欠として成瀬暢治君が選任されました。

○委員長(山本利壽君) これより石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○吉田法晴君 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、同僚委員から質疑があったようでございますが、今度の改正の重要な点は、合理化の中に石炭鉱業の近代化という考えが入り、そのための整備事業団の改組、融資等が中心であるかのように思うのですが、その近代化、合理化の中心は実際に何なる場合、提案理由の説明にもありますように、政府、業界一体となつて、その達成に努力をするということで、労働者の協力を得ただけ得ようとするかという点については、これは全く考慮がない。逆に合理化の中心をなすものは、戦後の荒廃の中から今日に至りました

炭鉱、石炭の復興に大きな寄与をしてきた労働者の中から首を切る、それが実際の合理化の内容であるようでありますが、同僚委員の質問に答えて、その数三年間に十一万、いやそんなにはないのだ、六、七万だと、こういうような御答弁もあったようであります。近代化、合理化という文句でありますけれども、実際には人減らし、それも六万、七万あるいは十萬近い人を減らすということが中心になっているのではないかと考えられるのですが、その点についての政府の所見を承りたい。

○政府委員(樋詰誠明君) 石炭の合理化達成のためには、これは労使の協力ということがもう大前提となることは申し上げるまでもないことでございまして、われわれといたしましては、労使双方が真に心から協力し合つて、総合エネルギーに対する経済力を回復するということを邁進していただくべきでございますが、自然条件その他から申しまして、非常に能率的に低コストで開発するというのには、おのずから限度もございまして、いわゆる増産という形で石炭全体のコストを引き下げるといふことは、これはいろいろ検討いたしました結果も、非常に困難であるという結論にわれわれとしては到達しておるわけでございまして、御承知のように、昨年石炭鉱業審議会に今後の石炭鉱業はどうあるべきかというこの諮問をいたしましたのに答えて、審議会では

いろいろ検討いたしました結果も、大体五千万から五千五百万トンの間というあたりが石炭鉱業としての適正な規模というべきではないかということになるわけでございまして、御承知のように、石炭鉱業は大体人員費が約五五％程度を占めるといったようなことになつております。そういうような関係から、規模が現在よりもあまりふえないということになりまして、そこで勢いある程度生産性を上げるといふことに伴ひまして、過剰な人間が出てくることになるわけでございまして、われわれ一応の試算によりますと、大体十九万五千程度の人間ということになるのではないかと、これは一応の計算をしたわけでございまして、現在が大体二十五万五、六千でございまして、今から申しますと、約六万程度過剰な人間が出てくるという計算になるわけでございまして、しかし現実にはこれがいつ、どういふふうに出るかということは、これはそれぞれの企業におきまして労使間の話し合いというふうなことでございまして、これはそれと、今何年に何人、どの地区に幾らというのを、的確には申し上げかねるわけでございまして、いづれにいたしましても、ある程度の数が出ることは、これは避けられない。われわれといたしましては、これらの方々の新しい職場の提供ということに最善の努力を尽すことによりまして、できるだけ石炭鉱業の合理化を企図いたしまして、昨年の臨時国会

で、炭鉱離職者臨時措置法を作つていただきました。緊急就労対策事業あるいは広域職業紹介、あるいは職業訓練の強化と合わせて、炭鉱離職者援護会を今年の早々発足せしめたわけでございまして、この援護会、それから労働者の本来の職業安定機構といったものを通じて、できるだけ広域職業紹介等と吸収をはかると同時に、重要産業界をほとんど網羅いたしまして、炭鉱離職者雇用対策協議会というものが三月の末に設立されました。これは機械とか、金属とか、いろいろな各産業界で、炭鉱離職者を一つ受け入れようじゃないかということで、重要な産業界が、皆さんこぞつて加わつておられます。われわれ通産省といたしましては、これは労働者に御協力いたしまして、所要の措置をとりますほか、これら関係業界に対しまして、大いに石炭からの転職者を、あたたく受け入れてもらいたいということで、今までも努力して参りましたが、こういう受け入れの世話をやく中央機構もできまして、現在、各地方にもそれぞれ支部ができるというふうな運びになつておりますので、今後はこれらの機関と十分な連絡をとることによりまして、合理化の過程におけるやむを得ない離職者という方々に対して、できるだけだけの援護措置を講じていきたいと考えております。

○吉田法晴君 通産大臣がおられぬので、実は次官、局長等おられますけれども、国の方針ということになります

であり、われわれもまたそういうふう
に指導いたしておりますけれども、
痛くない腹をさぐられるという意味合
いにおいて、他に方法があったならば
できるだけそういうものは使わないう
にという指導といえますか、アド
バイスはしているのでしょうか。しか
しながら、現場におきます情勢から
いって、とにかくあの争議自体にあ
だけの警察力を注入するということ自
体に、われわれとしては、そうしなく
て済むものであるならば、ほかの影響
もございするし、したくないという
のが基本的な態度なんです。しかし、
現実の大牟田なり、三池なり、ことに炭
住街等における治安の状況にかんが
みると、どうしても放任できないとい
う状態にございするので、必要最
小限度の手は打たねばならぬ、こうい
うことに相なるわけでありまして。吉田
委員もすでに御承知のように、炭住街
等の平穏を保とうという配慮をいたし
ますためには、他に適当な施設とい
うものは全然ございせん。従いまし
てまあそのために保育園が開かれない
という事情ではないようございする
けれども、とにかくああいふ形で暫
定的な形としては好ましくはないが、
やむを得ないということで使ってお
るのございまして、これの平穏がよ
みかえることが一日も早ければ一日も早
くそういう施設を返還するということ
になろうと思ひますし、そうでなく
ても、ない知恵をしぼってできるだけ
影響のある場所から何らかの方法でや
り方を変えていくというふうな研究も
しているようございするし、その
御趣旨に沿った方向で解決をしていく
ということはお約束できると思ひます

るが、いついっかこの施設をどう手
放すというふうなことは、ただいま現
地を抜きにしまして、ここで申し上げ
るわけにはいかぬと思ひます。しか
し、重ねて申し上げますけれども、あ
いいうことを決して安上がりで済むか
らとか、あるいは何といひますか、争
議に介入する形において警察力を配備
しているというふうなことは全然ござ
いせんので、そういう点につきましては
十分御了承願ひたいと思ひます。
○政府委員(小岩井康男) 過般の衆
参両院の社会労働委員会におきまし
て、三池の港沖の縦坑のパケットによ
る人の昇降、あれは違反だからとめろ
というお話がございしたのですが、現
地並びに中央で十二分に検討いたしま
した結果、人を昇降させるという点に
つきましては、五十八条の一項五号で
正式に認可をいたしておるわけであり
ます。それで、乗せたからといって違法
性はどうしても出てこない。また乗せ
たから危険がないということもない。
これは、現地、私も意見が全く一
致しておるわけでありまして。しかし、
内容に記載してあります縦坑の掘さく
に関する関係のある人間を乗せるとい
うことに一応記載されておりますの
で、その点はおもしろくない、あまり
いい姿でないという点も、これは現
地、中央も全く一致しておるわけであ
ります。そこで、何か行政的な措置を
とれるものなら検討いたしましよ、
こういふお約束をしてあるわけであり
ます。さつそく省内で検討いたしまし
て、まあ違法性はないけれども、行政
措置として、現地の部長から四月
三十日付で注意書を交付いたさせてお
ります。このこまかい内容は、相当た

くさんございする中で、要するに、縦
坑をキブルで昇降せしめる、その関係
の条文については、こういう時期でも
あり、従来にもまして一そう嚴重にい
ろいろの管理その他の面を注意して実
施するようにという、いわゆる正式の
注意書というものの形で交付してお
るわけにございします。
○吉田法務省 個々の問題についてこ
こでやっておりますと時間がなくな
りますから、ごく最近の事実、十三
日の事実を中心に質疑をいたしたい
と思ひますが、ただ、今の三局長
の答弁ですが、この答弁については、
言いわけはするけれども、警察あるい
は通産局あるいは厚生省の出先等、
あるいは保安局の出先等が中立性を
保っておるという事態の言いわけに
はなりません。それだけをはつきり
いたしておきたいと思ひます。特に警察
の点については、四月十九日の事態の
点についても、それから会社の施設を
使うことについても、この国会での答
弁と、それから現地での県の警察部長
の答弁とは、明らかに違つています。
で、現地の警察本部長に会つたとき
に、警察庁を代表する者あるいは厚生
省その他政府を代表する者が、あけま
す、好ましくない、と言ふものを、あ
なたが全然検討をしない。今、研究す
るというところでしたけれども、研究す
るという態度もない。やむを得ないと
言いわけするだけで態度がとれるか。
庁を代表する、警察全体を代表する者
が、それは好ましくない、あるいはあ
けるべきだ、こう言ひの、全然考
えがない。全くそれと違ひ逆の方向を、
しがみついての方向をとることは不当
ではないか、こういうことを申したの

でありますけれども、この国会での答
弁と現地での実際とは、これは大きな
食い違いがあつて、指摘があつたけれ
ども、その後ほかに移るといふ努力も
研究もなさつてはおりません。従つ
て、あるいは九州管区の長、あるいは
警察庁長官等の説明があつておりま
すが、どういふ施設を使つておる—
会社の施設に賃泊まりし、そこから出
て行つて警官が実力行使をする。そ
うすると、これは、警官が会社側に
立つておるというところは、形の上で
だれが見ても、これは否定するわけ
にはいかぬじゃないか。あるいは、
もう一カ月以上になります—三
月の末からですから、もう一カ月以
上、二カ月近くなりますが、あの人工
島のところ、今問題になつたパケッ
トで上がりおりにいる人工島のところ
のごときは、これは立ち入り禁止の仮
処分はしてないが、バリケードを築
いておる。そうすると、そこに行く
と警官が立つておる。そして警官に、
問題になつておる縦坑、あるいは縦坑
の施設だから、国会議員として、国会
で問題になつておるから見たい、こ
ういふことを中におきます警官に呼び
かけますと、警官は、それは会社側に
相談いたしましよ—電話で、警察
電話であろうと思ひますが、警察電
話なのか、炭鉱電話なのか知りませ
んけれども、電話をしておる。会社の方
で入つてもらはないように、こうい
うことではございませんからお断りをいた
します。君たちは警官としてそこに來
ておつて請願調査だ、警官ならば上司に
相談して、入れるか入れないかをきめ
るというならわかる。しかし、会社側
に相談して、会社側の方から入つても

らつちや困るということでは入れぬとい
うならば、それは君たちは請願調査
じゃないか、県の警察全体が、あるいは
九州の大牟田に來ておる警察全体が、
むしろ請願調査になつたといふこと
は、われわれは聞かぬ、どうなんだ、こ
ういふことをこちらから言ひたい、いや、
私どもはあまり皆さんと話をする権限
が与えられておりません、こう言ひの
です。公務員じゃないか、公務員で、
あるいは県民なり、あるいは国民の税
金でとにかく養われておる警察官が、
その職務の執行にあたつて、だれの命
令でどうしておるんだといふことが説
明できぬか、こう言ひ、まあとにかく
く、お入れできませんからと、こうい
う答弁です。実際は、会社の施設を使
ひ、あるいは、会社の要請によつて行
動をし、あるいは、一つ一つの行動に
ついて、どうするかといふことが会社
側の指示、連絡がなければ行なへぬと
いふ実態は、どんなにあなたがこ
で強弁しよう、現地における警察は公
社側の請願調査的な活動と存在でしか
なくなくなつておる、こういふことが言
えるのですが、いかがですか。
○政府委員(江口俊男) そのわれわ
れの答弁も、部隊にどの施設をどうい
うふうに分け渡して、どこに移るべき
であるといふところまでの研究はもち
ろんしておるけれども、先ほど申し
上げたように、ちゃんとした契約を
し、しかも、代価を払つておつても、
やはり外見から見れば、ただいまおつ
つたやうなふうに見えることも、
これは否定できませんので、できるだ
け他の方法をとる方がよろうといふ
ことは、勧告もしておりますし、ま
た、現地においても十分そういふ考

方を持っております。現に吉田委員も、これこれこうしますという説明をしていないので、あるいは全然研究もしてない、こうおっしゃるのかもしれないが、私が今出てくるべき連絡でも、そういう方向にできるように、とにかく検討しておるということでございます。それから、私が考えても、その方がよい、こういうことを申し上げておるのでございまして、われわれが言うこと、現地でそれがすぐそのまま実行されるということ、イコールにお考えになるということは、多少無理であらうかと考えます。

それから、もうこれは言わずもがなのことであるかと思いますが、現在の警察制度において、われわれの方から、これはこうせい、あるいは、あれはあせいというような形でいくのは、これは警察法五条二項、こちらの方でそういう認定をした問題、事件についてでございます。現在のところ、大牟田地区あるいは荒尾地区については、それぞれ福岡県警察並びに熊本県警察の自主的な判断と責任においてやっておる段階でございますから、これは東京での答弁と現地の答弁とが食い違ふというようなことがございまして、現地の実情に応じた責任のある者の答弁をまず優先的に取り上げていただくたい。われわれも、できるだけ食い違ひの点は食い違ひのないようにただし、言葉はもちろ矛盾しない方向に持っていく努力はいたしますけれども、しかし、早々の間には、解釈その他について食い違ふというようなことも、これはあり得ると思ひます。それから会社の施設を使っております

するところの言いわけを私たちが代弁いたしますという、三月二十七日並びに三月二十八日、三月二十九日の三日間における問題の発端の場合に、警察がそばにおらなかつたので非常に手おくれになったというふうな実情もございまして、またそういう御議論も当時強くだいたわけでありました。

それから炭住街における治安も、いやがらせ等はもちろのことでありまして、犯罪にわたるような事犯も続発しておる、こういう事情でございまして、炭住街は、御案内のように、あつちこつちに分かれております。そこを常時警備をするということになれば、その近くあるいはその中の施設を利用せざるを得ないということ、会社施設の利用をしている大部分が、この炭住街施設のためのものであり、さらに三月二十八日の三川鉦構内の事件、二十九日の四山鉦南門であります。門前の事件というふうなものにかんがみて、外ばかり警戒をしておつても、中に入つて両者でなぐり合うというやうなことがあると、前もって配備をしておらなければ間に合わないという考慮から、中に幾人かの者が、そういう工場の中にもおるような次第でございしますが、これまた争議が正常化したしますれば、そういう不測の事態があれば、それに即応してほかの方からかけつけ得るというふうな研究をいたすことができれば、やはり施設の中に常駐するということは、これまたわれわれとしては好ましいことじゃない、こういうふうな考えておりますから、とにかく大牟田市、荒尾市の一般治安について、ほとんど一般の治安だと申し上げてもいい炭住街の治安が、まず

回復すれば、その部分千何百名の警察官は常時そこにおる必要はないということになりまして、また三川鉦なり、宮浦鉦なり、港務所なり、ああいふところの事態というものが、こちらが予想できないような形で次々に起こるというふうなことがございせんければ、これまた何もそこに置く必要はないというふうなことになりますから、私たちはそういう状態が一日も早く来るように、来るようにというふうに念願しまして、まあできるだけ早く平常の状態にしたいという気持があります。これは、先ほどから申し上げておる通りでございます。これはちつともいつわりはございせん。お互いに、われわれの方でも、現状でも引けるものは引きたい、それから現状ではどうしても引けないというものについては、双方の話し合いという、事態の鎮静を作り上げるといふことによつて、今おっしゃつたような状態に持つていきたいということが私たちの念願でございます。

それから人工島のお話でございしましたが、これはおっしゃつたように、仮処分の対象になっておりませんが、これは一般の家庭におけるような管理者の意思による、ここから入つてもらつちや困るというふうな意思による立ち入り禁止だと思ひますので、それは警察的な観点から、人を入れるとか入れないとかという問題じゃないに、管理者が入つてもらつちや困るとか入つてもらつていいとかというのを言っているんだらうと思ひます。これはまた御指摘のように、諸般巡査的な形は好ましくございせん。しかし、これも御承知のことと思ひますけれど

も、三月二十七日に多少の事件がある場所において起こつております。それから将来あそこでも起こるとすれば、警察官がそこまで直ちにかけつけるというようにしては、多少距離的にあるいは場所的に困難があるということ、ある程度のものはあそこにあらかじめ置いておつて、不測の事態に処せねばいかぬ、こういう気持はいたします。けれども、どういふ形でこちらになつたか知りませんが、単に会社の門番のかわりをしていふというやうな形でありまして、これはまた研究の余地がある、十分現地とも話し合つてみたい、こう考えております。

○吉田法晴君 これは警察や検察庁で話をした話の内容ですが、中正でありたいというの、それは中央における警察庁の代表もそう言われる。それから警察本部長もそう言われます。しかし中正であるかないか、第三者が見てです、中正であるかないかということ、そのやっぱり姿です。で、一日三百万の金を使うというお話ですが、これは限費あるいは国の費用はすでに一億二千万円を突破しております。そして生命身体危険の実態あるかどうかという問題と、それからどういふ動きをしていふか。会社の施設の中に入ると、会社の連絡によつて出動をする、あるいは警官に話をしかけると、会社と打ち合わせをしていかなければ、会社の人に聞かなければ判断もできない。こういう事態を見れば、これは精神のない、精神といふは、これは精神な人は、これは子供でもはつきりすることですが、これは会社のかわりにあるいは会社の味方になつて警官が動

いて来た、あるいはいるんだということと言わざるを得ない。従つて金のことと言わぬが、どうも、とにかく自分で施設を作るだけの努力をしていない、こういう話があったときに、これは本部長も一言も口をあきません。それから全体から言ひなれば、具体的な事実をあげて指摘をしたのですが、警察は中正である口では言ひけれども、実際の動きあるいは態度、動静といふものは会社側に片寄つていふものではないか、あるいは会社の諸願的なものになつていふのではないかと印象をみんなが受けていふということは否定するわけには参りません。

そこで今お尋ねしたのですが、最後に江口局長はできるだけ現状に回復したい、平生に戻したい、あるいは鎮静になることを期待する、こういうまあお話ですが、実際には、去る十三日の事態でもそうですけれども、仮処分の執行をめぐつて、この執行吏とそれから弁護士が話し合つていふと、警官がこれを遠巻きにして、前回と同じやうにそれを推進する態勢をとる。話し合ひは、何と申しますか、両者の間で円満に行なわれる、そして時間がきたというので帰りがける、このデモ隊が警察官の駐在している前を通ると、これに対して警官が実力行使して、梅花君という人ですが、これを引きずり込んでけがをさせて、私たちはその直後かけつけたわけでありまして、指揮官それ自身が興奮をして、話し合ひをしやうというわれわれの態度に対して実力行使を強行する何をしていふ。これを両者引き分けて鎮静にし、事態の紛争拡大を防止しようというわれわれに対して、国会議員が何だ、阿具根

が何だ、こういうことで暴行をふるったという事態が起こったのであります。警官は、これは第一組合であらうと、第二組合であらうと、あるいは第三者であらうと、国民の身体生命を守るべき立場にあるのだらうと思う。税金どろぼうというのは、その趣旨に反して国民に危害を加えるから、そういう批判が起こってくるのであります。が、その批判、あるいは会社の施設の使用等が、その中正を疑わしめる結果、そういう批判が出てくるのであります。が、その批判に対して感情的になつて、国民に対して乱暴をふるつたのは警察官側からだ、あるいは紛争を起したのには警察官側からだ、こういう事態が幾つも起こっている最近の事態は、これは看過するわけには参らぬ。十三日の事件は、被害を受けた者が、この者の中に阿具根議員やあるいは私ども入っておりますだけに、これは重大な議員に対する侮辱でもあるし、あるいは警官の暴行凌辱罪の優なるものだと思うのです。特にその中における紛争をみずから作ろうとする態度、冷静に見、そうして関係者をして事件を起こさないというのが、私は警官の態度でなければならぬのに、事件を起こそうとし、あるいは事件を拡大し、紛争を作ろうとする態度は私ども断じて許すわけには参りません。これについて警察庁長官はどういう工合に考えているか。――まあ始めておつたら、間もなくこれられるという話ですけれども、長官これらせんけれども、すみやかに長官がこれられることを要請しながら、長官から責任ある答弁をしてもらいたい。

○政府委員(江口俊男君) 私でいいですか。

○委員長(山本利壽君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山本利壽君) 速記を始め

○政府委員(江口俊男君) ただいまのお話のうちで、五月十二日の問題、十三日とおっしゃったが十二日の問題は、吉田議員がかけつけられてからあの状況については、あるいは直接御本人がいっしょから詳しいかと思ひますが、われわれの得ております一連の報告によりますと、これは全く発端はたゞいまおっしゃったことの逆でございまして、その日、三川鉦ホッパーの仮処分をするかしないかというところで、執行吏と総評の弁護団との間に一日まあ話し合いが続きまして、五時過ぎに、まあきょうはもうおそくなったから、それじゃあやらないということで、まあ話はその日はついております。ところがそこに結局ピケとしておりました者が、三千八百ぐらゐの者が、最高時おられたものであります。これはその話がついたものであります。ある程度の集団に分散しつつ、まあ帰路をたどつておつたのであります。そのうちに、これはよく現地にいついて御承知のように、毎日大牟田署につきましまして、おはようデモといふのがございまして、それからピケが自分のところに帰るときにはさよならデモといひますか、今晩はデモといひますか、そういう名前前のデモをかけて、そうしてまあ帰っていくということになつておるよりであります。その日はそのうち五十人ぐらゐの者がまず最初

に警察の検問所、これは前は第六大隊の本部のあった所でありましたけれども、その日からそこを、本部を引き揚げまして十人単位の検問所にいたしておつたやうであります。その十人に対してはデモをかけて、そのうちの一人をデモの中に引き込んだのであります。それから他の人間も壁の方に押しつけられて、どうもならぬという状態でございまして、わかからずほかの部隊がそれを救出に向つた。それをさらにデモ隊側が包囲したということ、そこで初めてたゞいまおっしゃつた、隊長興奮しておつた、こうおっしゃつた、いわゆる機動隊がかけつけたのが第三番目。それから最後に他の一個大隊がそこに到着したところで、この事案は一応まああなた方が中に入つておさめられたという形でおさまつておりますが、とにかく警察官が挑発をしたという事実は、私は意見の相違というよりは別として、事実の問題について、この事実がほんとうである事実が違ふのだということはいつまでもやっちゃいかぬ。だからこの事実だけははっきりしてくれということ、いろいろ念を押した結果をまとめますと、そういうふうになつております。そのうちほかには、五十名ぐらゐがどうしてそれじゃ検問所に押しかけて一人を引きずり込み、ガラスや何かを破るようなことをしたのだらうという原因について、一説によれば、その前にデモ隊が帰っていくところを警察が横切つた、そのことから興奮して五十人ぐらゐが追尾してきて、そういうことをやつたという説もありますけれども、何べん念を押しても、そういう事実は

ないということ、事柄の発端は、私はどうもその日興奮しておつたデモ隊が少し普通の状態よりもよっぽどいなかへ過ぎたという形から起こつたんじゃないかと思ひます。その後、阿具根議員とかあるいは吉田議員が行かれたときには、すでに長末機動隊長もその場に、その場といひますか、指揮官車におつたやうであります。それはこの問題の起こりました経過の中では、そのあとの方でございまして、中におる少数の者がどういふ目にあわされておるのかからぬということ、応援に出ました部隊でありますから、だまつておけば中の方は大丈夫だということ、ございしますれば、そこで時間を費やしての話し合いというやうなことも、もちろん考えられますけれども、あの状態においては、早く中に入つて、少数の部隊といふものがどうなつておるかということを見きわめて、これを救出しなかつたかぬといふ考え方をとつて行動したものだと思ふのであります。

ただそういう事実でございします。が、阿具根議員がけがをされたというやうな原因につきましては、告訴状も出ておりますので、それは私は次第に明らかにすることと思ひますが、私の方の言つております事実の報告では現認した者がおられて、ひたひたに傷を受けたのはデモ隊側が投げた石が当たつたと思ふという目撃者がこれは相当ございします。それから、これははっきりそのためだといふことは言ひ切れませんが、足にけがをされたやうであります。が、これは警察隊とデモ隊の両方合ひの中に、ちやうどまん中におられるか

ら巻き込まれておられたわけでありませんが、これは溝に足をとられておられたという事実がありますから、そのときにけがをされたんじゃないかといふことを言つておるやうなわけで、十二日の事件については、吉田議員も後半について現地におつて直接見られたのですから、それはおっしゃること、その事実も多々と思ひますけれども、こちら側から申し上げる事実については相当違つた点があるわけです。それでその原因は、なるほどその横切つたとか横切らぬとかいうことは、これは私の方は横切らぬ、こう言つておりますけれども、なお調べてみる必要はありましようけれども、かぬが警察のあり方を、今おっしゃつたやうな工合に一般の組合員が見ることは、これはやむを得ないと思ひますが、これを指導する者の中にも、どこまでも警察は会社とぐるだといふやうな指導もしておるやに、これはここで何日にだれがどういふことは申し上げる段階ではございしませんけれども、そういう面もいわけではないわけでございます。まして、これをお互に、私たちがの方でもこちらの人間を置かずには済むやうに、また置くにしても少数で済むやうな形に持つていきたいという気持は山々でございしますから、ああいう事案がどちから起こるにしても、非常にそのことについての障害になるといふ意味合ひにおいて、まことに残念に思つておるわけでありまして、この点は私の方の長官も自分で出れば申し上げると思ひますが、われわれも考え得ることについては虚心たんかいにどこまでも考えるから、その指導の面においても、とにかく警察は必要最小限度の

ことをしてあるんだというふうに御了解願って来いということをお願いしたいので、つけ加えて申し上げるわけでございます。

○吉田法曹君 長官はどのくらいいら来られるのでしょうか。今の話ではまだ……。

○委員長(山本利壽君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山本利壽君) それでは速記始めて。

○阿部竹松君 法案の審議の問題について若干質問申し上げる前に、委員長にお尋ねしておきたいと思ひます。

実は、御承知の通り三十一国会から継続審議になっております社会党の議員立法として出しております石炭鉱業合理化臨時措置法の改正案が出ておる。そして継続審議になった。そうしますと、本法案がどういふことになるか知りませんけれども、名称等が変わつておる。今までと名称が変わるでしよう。そうしますと、その取り扱いはどういうことになりますか。委員長のお所見を承りたい。

○委員長(山本利壽君) 継続審議になつていますその法案の問題については、またあなたの方の理事の方と御相談いたします。

○阿部竹松君 理事の方と相談するしないよりも、社会党の提案しておるのは改正案なんです。そうしますと、本法案はすでに……まあ骨子が残るか、半分残るか、七割残るか別として、この法案は名称変わつてしまふのです。そうすると、法的に見て社会党の国会に出してある継続審議の案件は自然消滅するものか。それとも依然としてこ

こで論議して、賛成して可決するか、否決するか、どちらかにしないうちは、どういふことになるのですかといふ、その理由をお尋ねしておるわけなんです。

○委員長(山本利壽君) ちょっと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(山本利壽君) 速記を始め

ただいまの阿部君の御質問に対する問題は、この法案の審議が大体終わつたときに理事会を開いて、その取り扱いをきめることにいたします。

○栗山良夫君 ちょっと関連して、取り扱ひの処理のことです。

この法案の採決直前に理事会を開いて態度を相談するといふお話ですけれども、その直前ではちょっとおそくはないですか。と申し上げるのは、社会党提案でありましようとも、とにかく成規の手続を得て法案として国会へ提出をされておるはずで、従ひまして、今申し上げましたように、同じ目的をもつて内容の違ふ法案が二本あるわけでありまして、一つの法案が成立するとすれば、他の法案をどうするかということは非常に重要なことであります。従つて今の委員長のお話だと、政府提出の法案の方が是で、社会党提出の方の法案が否で内容的には問題にならぬと、これはまあ軽く適当に処分をしようといふような意味の見解に、何つておるとおられるのですけれどもね。

それが社会党提案の方がいいのか、あるいは政府提案の方がいいのか、あるいはその逆であるのか、それは社会党提出の法案の内容についても審議をしてみないとわからない。そして

審議をした結果、お互いにどうするかということであれば、それはわかりますけれども、同じものが二本出ているのに、社会党の案の方は全然審議をしないでおいて、そしてこの政府提案の法案が一応審議が終わつて、採決の直前において社会党の提案をどう始末するかといふことを理事会で相談する、こうおっしゃつても、私は理事としてちょっと委員長の相談に乗つてあれこれ意見を申し述べることができないと思ひます。その点は、ですからあまりおそくはなつてしまつてからは困るので、今やはどうするかといふことはきめてもらわなければならぬと思ひます。

○委員長(山本利壽君) 私の言ひのは、採決の直前にいふ意味でないのですから……。

大体今の議案についての審議をしておるから、大体終わつたときに理事会を開いてきめて、それから今度は社会党から出たものの方の審議へ入るか、あるいはあなたの方で、大体いよいよ今の議論の間に社会党の意見は大体尽きたから、だからそれはもうよろしいと言われるか、いや、どうでもこれはあらためて審議してもらわねえと言われるか、その御意見を聞いてからきめましよう。と、こりういふわけだから、これで質疑を打ち切ります。それでちょっと、といふふりな意味ではないですから、その点御了承願ひます。

○栗山良夫君 それは、なぜ、ほとんど結論の出かかつておつた今の委員長と阿部君との間の話に、私が特に発言を求めたかといふ意味は、理事に相談をするといふお話でございまして、たまたま僕が理事であつて、そして理

事が、今委員長の考へておられるように、意見が一致していればいいけれども、ちょっとそれでは理事として取りなしが少し困るのではないか、そういう直観をいたしましたので、その点は後日に、なぜあのときに前が言わなかつた、こりうおっしゃつたのでは工合が悪いか、私の意見をここで申し述べたのであります。

○阿部竹松君 今が党の栗山理事からも御発言ございましたが、私としては、理事会でどちらになろうとも取り扱つていただいて、委員会で論議していただくことでけっこうであります。

ただ、今簡単に、榎詰石炭局長、あるいは自民党の川上理事が、それは元通りだと、こりうおっしゃつておられますが、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、こりうのうちに、中身に、石炭鉱業整備事業団を石炭鉱業合理化事業団に改めるんでしよう。そうしますと、わが党から出しているのは、合理化事業団なんという名称は一つもない。全部事業団になつておるわけだ。これが通りますと、わが党の案は何を目的として案を出しているかといふことになるわけだ。そこを改めて出さなければならぬといふこともあるので、こりういふことを私が心配して申し上げておるんですが、こりういふことも含んで、お二人とも御承知ないようですから、理事会で論議するときに御話願ひたい、こりう思ひわけです。

そこで、質問の中心に入りますが、三年前だと記憶しておるんですが、石炭あるいはこれは金、銅、錫のメタル鉱山も入るわけですが、これを対象にして、中小企業の指導育成と、大手炭鉱の強化といひますか、あるいはまた

企業の合理化、こりういふもののために、地下資源開発株式会社というものを設けたはずである。そこでボーリングをやつて、日本に石炭がどのくらいあるか、また、弱小炭鉱はボーリングもろくにできない、企業の合理化も何もうできないんだ、で、政府も投資し、あるいは大手企業からも投資をしてもらつて、地下資源開発株式会社というものを作つて、大いにその効果をあげようといふ、法律を作つた記憶があります。それがどのくらい成果をあげておるものか、その点をまずお尋ねいたします。

○政府委員(榎詰誠明君) 地下資源開発公社は、これはお説のように、ボーリングをやつておるわけでございますが、今までのその実績といふものは、一体何本ぐらいのボーリングをどの地区でどのくらい掘つたかといふことは、ここに今資料がございませぬので、至急調べましてお答えいたしますから、ちょっと待つていただきますかと思ひます。

○阿部竹松君 それは、何メートル、ボーリング掘つて、どこの炭層がどれぐらいあるかといふことを調べるのが目的であつたが、中小炭鉱、あるいは大手も含めて、なかなか金がないんで炭層の調査も十分できないといふことで、政府が金を出したはずなんです。従ひまして、その結果がどうなるかといふことをお尋ねしておるんですから、単に何メートルどこで掘つたといふことばかりでなしに、通産省のあなただのところにある鉱区の登録というものは正確なものであるかどうかといふことも、あわせて調査されておると思

いますんで、その点をまずあわせて、石炭局長、一つ御報告願いたいと思ひます。

それでは、その次にお尋ねいたしますが、もしこの法律が通つたということになりますと、役員がふえるのですか。それとも副理事長というのがあるだけなんですか。

○政府委員(通詰誠明君) 副理事長が一名ふえるだけでございます。

○阿部竹松君 そうしますと、石炭局長もおそらく御承知であつたでしょうが、今までもいろいろ話題になつておりますが、その理事と称する者は、三菱なり、あるいは明治なり、あるいは三井、住友、古河という各会社社の重役が、平重役クラスが大株主になつておるのですね。そして二カ年間か三カ年間で、その事業団に勤務して、また帰つて、自分のところのまた重役か、あるいは何かお勤めになる。従ひまして今、各山を買ひ、こういふことですら、どうも自分の系統の山に力を入れるというより、これはもうわきまも出で、おつたことを私は聞いておる。今度は、まずここに出ておるのは、二十一億四千万円ですから、それから始めて金まで貸すのですから、今までのような、組織、あるいはもういふところから人物に出てもらつていいのかわいひの、こういふことについてお尋ねいたします。

○政府委員(通詰誠明君) 現在六名の定員に対して三名の理事がおりますが、そのうち二人は、一応出向という形で、三菱と、もう一つはどこでしたか、明治でございますか、まあ大手会社から出ております。これは事実でござ

います。しかし、そういう、ある会社の出身の方だからということ、事業団の買ひ上げについて特に何らかの苦心を加えたとかいつたようなことは、これは今までは一ぺんもなかったといふふうに私は確信いたしております。

それから、今後この法案を通しただけで、特別貸付金というやうな制度が運用されるということになりますと、現在の機構のほかに、新しく近代化のための若干の人員増強といふやうなことを私はせざるを得ないのぢやなからうか、こう思つております。この仕事に当たる方は、まだもちろんきまつたわけではございませんが、この特別貸付金と、興銀あるいは長期信用銀行、あるいは開発銀行といふたところの貸付金とか、うまく調和がとれて運用されて、初めてその効果もあがるということになりますので、主としてそういう長期資金を貸し出す金融機関の關係の方というやうな方に事業団に求めていただく、お仕事をしたい、たゞと、この一番適當なやうな、かろうか、そういうふうには、これは私のまだ腹づもりでございますが、考えております。従ひまして、ある会社だけに特に有利な扱いをするといふたやうなことは、これは今後絶対ないといふことを確信いたしております。

○阿部竹松君 と、石炭局長は御答弁になるでございませう、実態は必ずしもあなたのおっしゃる通りにいっておらんといふことを、私はまあ聞いた。なお、その後法案が修正されて可決されれば、二百萬トンの買ひ上げ量が增加するわけだけれども、しかし、すでに百五、六十萬トンの申し込みがあつて、それをオーケーといふことになる

と、あと、買ひ上げは二百萬トンだけれども、実際今後買ひ上げるといふのは、もう三、四十萬トンだといふやうに私は聞いておるのだけれども、そういうことは事実ですか。

○政府委員(通詰誠明君) それは大体先生のおっしゃる通りでございます。今ワケ外で受け付けるわけには参りませんが、買ひ上げてもらいたいといふことで希望しているといふものが、どのくらいございませうか、ワケ外でまあ百萬トンははるかにこえる、百五、六十萬トンはすでに申し込みがきていふといふふうに承知しております。しかし、これは正式に受け付けるわけにいきませんので、かりに受け付けたといふことで、書類を預つていふといふやうな格好になつております。

○阿部竹松君 そのあたり、どうもふしぎなんです。一ぺん三百萬トンをきめて、また修正して、オーバースで、それでその結果、三十萬トンや、四十萬トンやはりみ出すのがあるといふのなら、これはいさ知らずですよ。もうすでに、法律が通りも何もせぬうちに、もう大体満ぱいに近い、残つても三、四十萬トンだといふだけしか残つておらんと。確かにあなたのおっしゃる通り法律ができぬうちに、責任をもつて受け付けることはできません。仮受付になるでございませう。しかしどうもその辺すつきりしないのですがね。どうしてその仮受付、百五十萬トンも百六十萬トンもやるのですか。それは仮受付にしても、事業団はそれを受け付ける責任もなければ権限もないと思うのですがね。もう終わりですと、こういふやうになると僕は理解するのです

○政府委員(通詰誠明君) そういふうちに非常に買ひ上げてもらいたいといふやうな希望が殺到しているといふやうなことも考慮いたしまして、今回二百萬トンといふ今までのよりもよくに買ひ取るといふ道を法的に開いておいて、開くべきであるといふふうに判断して、この法案を御審議願つてい

○阿部竹松君 その何もないところへ百五、六十萬トンの申請があるのですから、この法案が出てくるとまた百五十萬トンは二百萬トンの売山申請が出てくるという、こういう危険性はございせんか。もう通産省としてはこれ一ぺん限りですぞと出て出した。また今度もこれ一ぺん限りですといふ御答弁になるのですか。

○政府委員(通詰誠明君) 今の段階におきましては、この二百萬トン今回ふやしていただくといふことで、一応の目標といふものは達せられるのぢやないか。将来絶対ふやさんかどうかといふことにはなりません、これは将来のことになりますので、はつきりしたことには申し上げられませんが、現在の段階におきましては、石炭産業の負担能力あるいは国家財政といったものの支出の可否といったやうな点から、大体二百萬トン程度、この法律の存続中に買ひ取るといふ道を開くといふことは適當であらうといふやうに判断したわけでありませう。

今の段階でこゝろ法律を修正してまずやってみよう、まあこゝろいふことなんですね。僕は決して意地悪い質問ではございせん。やはり買ひ上げた結果がどうなるか。全部労働者が散りばらばらに路頭に迷はれるので、すから心配するの、その点をお尋ねするの、もう一つはその百五十萬トンか六十萬トンかわかりませんがね、その仮受付ですか、その申請しておるその山の名前を教へていただくわけにいきませんか。

○政府委員(通詰誠明君) まずはなほだ自信がないじゃないかといふお話でございませうが、現在はいふこれで十分であるといふふうに私は考へておるわけでございます。

それからどの程度の山の申し込みがあるかといふことは、これは、たださういふやうな相當買ひ上げてもらいたいといふことで、事業団の方に求むるというところは承知いたしておりますが、先ほど申し上げたもので何でも、正式に受け付けたものでも何でもございせん。大体どういふ山でどういふことについての名簿は役所としてはまだ手に入れておられません。手に入れたならば、これはお目にかけるといふことができるわけでございます。そので、事業団の方と連絡をとりまして、資料という格好で後日差し上げるというのを努力したいと考へます。

○阿部竹松君 これは政策の問題ですから、將來どうなるかといふことについて、これは局長にお尋ねすべきでなくて、これは政府に、当然大臣なり政務次官にお尋ねするのが道だと思ひますんで、今の質問に対して政務次官はどうお考へになりますか。

○政府委員(原田憲君)　ただいま局長が言いましたように、現在の状況では二百萬トン買い上げる。これで十分である。こういう見解であります。

○委員長（山本利壽君）速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山本利壽君) 速記を起こし

○吉田法晴君 長官が一 国家公安委員長は来られぬけれども、この委員会に初めから来られるということでしたのが、初めから来られないで、社会党の議員との意見が合わつたらすぐ来るということでした。一ぺん来られたそうですけれども歸られて、この委員会が、長官の理由がはっきりしない往来と都合で、とにかくひつき回されたのは大へん残念であります。不服だけ申し上げて、時間がございませんからすぐ質問に入りますが、あなたが来られる前に論議をいたしました問題の中で一番大きな問題は、警官が会社の施設あるいは四月の初めから使わなければならぬと保育所等を使つておつて、これは好ましいことではない。できるだけ早くその使用をやめたいという言明をされたのは、もう半月以上前の話です。最初の使用から計算をいたしますと二カ月以上はたっている。最近、現地で、質問をした国会議員等が本部長に究明をして、そして口があかなくなつたら、今警備局長から聞きますと、今ようやく研究をしている、こういうお話だし、しかしながら、現地では、県の警察本部長からは何ら反省の言も聞きませんし、それからやむを得ない、使用を継続するという、こういう答弁をしておる、これはだれが見ても会社の施設の中におり、それから

会社の施設の中から出動をして、そしてビケに襲いかかる、あるいはビケの排除をやる、こういうことになりますと、これは会社の側に立って、警官の出動が、あるいは警官の実力行動が行なわれておるじゃないか、こういう世論が起こつてくるのは当然だと思いましたが、これは警備局長も認めたように、法的な仮処分行なわれているわけではないが、人工島の入口にバリケードを築いて、そこから出入りはしてありますが、国会で問題になったからして国会議員が中へ入れてくれ、こう言うところ、会社側と相談をして、警察の上司と相談をするじゃないで、会社側と相談をして、入れるわけには参りません、こういうことで、まさに警官出動の法的な根拠はないのに請願調査のように人工島の警備に当たっている、こういうことで、会社側に立って警官の行動が行なわれておるじゃないか、こういう質問をいたしましたのに対して、好ましいことではない、できるだけ早く会社の施設から立ち退きたいという、過去において言われた長官の言葉を繰り返しながら、なお研究中である。六十日たつてようやく研究を始めたわけですが、研究中だという答弁がありました。現地では、こういう長い間の懸案の事態が解決をしないから、それからあるいは四月十九日、二十日の警官の実力行使等からいって、あるいは現状の施設の利用あるいは人工島の警備の模様等からいって、会社側に立って警官が動いておるじゃないか、こういう感じが強く持たれておる。これは当事者だけじゃなくて、第三者についてもあるいは世論の点からいって

も、その点は言えることなんですが、長官からもう一度はつきりした言明を願いたいと思います。明らかに現状でもまだ警察本部長は——これは二、三日前の話でありますから、警察庁長官が言明された方針と違って、会社の施設を利用しようという態度を、やむを得ないという言葉で、これは継続使用がなされておる。現地で、長官の言明と違う方針をあなたはやってよろしいのですかと言っても、それについても考えましようということもないわけです。長官として過去における言明から、どういう工合に考えられておるのか、重ねて伺いたいと思います。

○政庁委員（杵村信雄君） 御承知のように、大牟田地区には、相当の多数の警察官を動員いたしておるわけでございます。もちろん大部分は会社の施設外に宿泊いたしておるわけでございますが、一部会社の施設を利用しておることも事実でございます。そこで私はまずいつも申し上げておるのであります、が、会社の施設を利用するということが直ちに警察の中立性を阻害するものでは絶対ないというふうに考えておるのでございますが、しかしながら、これについて誤解される向きもなるとは言えない。従いまして、できるだけそういう会社の施設等を使わないことが好ましいということを常に申しとおるわけでございます。しかしながら、あの地理的な条件において警備の必要上やむを得ない場合これを使用するということもまた起こることはあり得るわけでございまして、われわれとしましては、できるだけ適当な宿泊の場所を見つけて、そちらに移ることを期待いたしており、また現地にそう

いうことを研究するように申しておるわけでございますが、何分にもこういう問題は現地的に解決せねばなりませんこととでございますので、いつまでもどこをどうあけるということまでは申し上げられないということを言っておるわけでございます。その点は宮地君におきまして、私と違つた考えをお持ちでないはずはないと考へておる次第でございます。

意見を持っているわけではないというお話をすけれども、私どもに答弁をお願いします——これは衆議院あるいは参議院で警察庁長官なりあるいは厚生省の事務次官から、好ましくないからあけるようにしたい、こういう言明を聞いた委員から質問をいたしましたけれども、研究をしましょうという話もございせんし、今期待するという言葉がございましたけれども、その期待にこたえるような態度は全然ないということを申し上げておきたい。これはもう六十日以上もたつておることでもありますから、今さら期待とかあるいは研究とかいうことでは、これは許される事態ではございません。で、そのことが、警察の中立性を疑わしめる実情が、先ほど問題にしました五月十二日の事件を起こした私は大きな原因だと思ふのです。五月十二日三川のホッパーのところから帰る労働者と、それから警察官との間に紛争が起こりました。そのことについて、先ほど警備局長に質問をしたのですが、その答弁はあなたもその内容は知っておられる、こういうことですからこれをこ

て事実をもって反駁をしておきたいの
ですが、先ほど警備局長の言葉の中
に、警官がビケを横切った事実がある
という情報も聞いたけれども、そうい
うことはなかったと思うという答弁が
ありました。これは現地について検証
も行なわれております。それから私ど
もその翌日でしたか現場に行つて、
問題と責任を明らかにするために現地
に行つて見たり聞いたりしたのです
が、警官がビケ隊の中間を横切ったと
いう事実は間違ひのない事実のよう
でございますが、この点はこれはうわ
さだけで事実はなかったとあくまで否定
されるのか、あるいはそういうことも
あったと言われるのか、その点をお伺
いをいたします。

それから最初に私どもが参りますまでの紛争の実態は、私はこれは見ておりません。もちろんそのあと行ったのを見ておりませんが、私どもが行つて、事態をおさめるために副隊長と、現状をそのままにして、そして両者を離して、事態收拾のために話し合おう、こう言つたら、副隊長は承知をした。私どもはあとで長末、梅花君の問題を含んで話し合おう、あるいは釈放についてもお話に乗りましょう。しかし私では全然責任が持てませんから隊長と話し合つて下さい。そこまでは隣におります成瀬君も同行したわけですから。指揮官車のところに行きつつあったのですが、その途中で指揮官車を降りてこない。あるいは話し合いに応じようとしなない。長末という隊長が「かかれ、何をしているか」、こういう叱咤激励によつて警官が出てきた。

〔委員長退席、理事古池信三君着席〕

〔委員長退席、理事古池信三君着席〕

して行つた警察隊を、さらに別の組合のデモ隊がこれを包圍をして、さらにそれを救出しようとして機動隊等が出たわけでございますが、いわゆる私たちがいつている第二現場といふか、事故の発端になつた原因、その次の段階において、福岡県の警察学校の見習生を主体とする部隊が、その中の十人を救出しようとしたその際に、梅花君がその一員の足をけつて執行を妨害したといふことで、梅花君を逮捕したといふことに相なつておりますので、これはその後激化させた原因になつた、こうおっしゃれば、あるいはデモ隊側に対しては、これが一つの激化させる原因になつたかも知れぬと思ひますが、あの事件の起こりました原因ではございません。

それから、けが人はどこでできたかという第四点のお尋ねでございますが、これは初めから終りまでできておりますが、ことに一番初めの発端になりました検問所の検問員十名のうち七名までが第一現場においてけがをしてこれは出てきています。それから百五十何名の警察官が負傷いたしておりますが、その多くは、あるいは議員さん方がごらんになつてゐる状態、すなわち最後の接触といふときになつて、デモ隊側から小石等をたくさん投げる、あるいは青竹あるいは青竹で作つた水筒と称するもの等との接触といひますか、そのこもみ合ひにおいてできたけがが多かろう、こう考えます。

それから会社側の犬といふのは何でございますか……。

○吉田法晴君 警官がとにかく暴言を言い、あるいは国会議員が何かと

いうような、そういう敵視的な態度、あるいは警棒をふるつて国民なり国民の代表をきつづけるといふことを、警察は指示しているのかといふことです。

○政府委員(江口俊男君) これは、そこでその暴言に対して暴言を言い返した事実が絶対ないといふことは、私も自信を持って言へません。それはただとか畜生だとか言われれば、これに対して冷静に処置をするのがわれわれの職務でありますけれども、多数の者の中に、何をといふことから、どういふことを言われぬとも限りませんけれども、これはあつたといふふうにも申し上げられませんが、絶対にそれに言い返したといふふうには、私もここに確言できないと思ひます。ただ国会議員が何だといふふうには言つたといふ話は聞いておらぬのであります、興奮している警察官が、国会議員は暴行をやめさせるべきだ、何をしているのかといふような、まあ、丁度ではなかつたかも知れませんが、そういう趣旨のことを言つたことはあるやうに聞いておりますが、これはその場の状態が相当興奮しておつた、この興奮することがいかに悪いかといへば、それはできるだけ興奮しないに越したことはありませんけれども、あの状態においては、多勢に無勢でもございまして、同僚がどんなことをされてゐるか、多少の興奮をしておつてもやむを得ないと思ひますが、何としまして、だれに對して暴言を吐いたり、あるいは手荒なことをしたりすることは、これは適當でございせんので、われわれとしてもこの点は十分

気をつけたいと考えます。

それからそういうことを指導しておるかどうかといふことは、これはもう申すまでもなく、暴言をはけとか暴行せよとかといふ指導は一切やつておりません。

それから吉田議員のけがにつきましては、ただいま私初耳でございします。これはなおあと調査いたしますけれども、われわれの報告には入っておりません。

それから長末君の責任云々の問題、宮地君の責任云々の問題については、あるいは長官からお答えになる方が適當かと思ひます。

最後に、ただ誤解のないために申し上げておきますが、私たち自身としては、これは警察あげてあつた事象が早くおさまる、急速におさまらぬにしても、だんだん平穏の方向に向かつて、一人といへども、本来の自分の職務に警察官を帰することが望ましいといふことは、私も再々申し上げておることでございします。現在の状況がそのままであつて、ただ人数だけどうこうすればいいといふような考え方はありませんし、また、そういう言い方ではございせんので、御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(相村信雄君) 大体御質問に局長からお答えをいたしたわけでございますが、宮地本部長はもちろん、長末君にいたしましても、事件を拡大するといふような、事件を大きくしていこうといふような気持を持って行動しているとは、私は全然考えておりません。もちろん、事態といふものはよく調査をして、処置すべきものは処置しなければならぬけれども、ただいまわれわれ聞いておる範圍にお

きましては、これらの人々に対しての責任を云々すべき状態ではなかつたといふふうに考えます。

それから先ほどお話にありました五月十二日の事件の重大な原因は、警察官が会社の施設におる。また、四月十八、二十日等の警察官の行動といふようなものが原因であるといふふうに観測しておられるようでございしますが、私も警察官の行動といふものについて、素朴な労働者の中に自然発生的に反感が起るという面も、もちろんないとは思ひますが、ございしますが、しかし現在三井の犬であるとか、あるいは税金どろぼうといふようなことが口々に言われ、また揭示までされておるといふような現状が、しかも労働運動の指導者をもつて任する方々が多数行つておる現地において行なわれておるといふ状態でありまして、私のところにも総評の弁護団だとか、あるいは社会党の方々とか、よく要望とか抗議とかおいでになります。

【理事 古池信三君退席、委員長着席】

その際には、第一組合員は決して自分の方から不法行為をしかけることはないので、またそれはさせないのだ、検査にも協力するのだといふことをおっしゃるわけでございます。私も、できるだけそういう言を信じたいのでありますけれども、事實は必ずしもそういうではない状況でございします。

私、これは御質問に答える点からはずれるかも知れませんが、自然発生的な反感といふものが絶対ないのだとは申しませんが、それが一番大きな原因であるといふふうなことではなくて、むしろ私はあれだけ大ぜいの人

が現地に行つて指導をし、激励をされておる中において、全部そういう意図を持ってやつておられるかといふことは、私も考えませんけれども、しかし實際問題としては、そういう激動、指導の間に、警察官といふものに対しての反感を高めるといふような動きが相當に出てきておるのではないかとはいふに、これも考えますので、警察としてもできるだけ冷静、慎重に事に処すべきことは、これは私も十分に自覚自戒いたして参らなければなりません。あつた労働争議に伴つて、さなきに興奮状態になる組合員たちを、激励といふことのために、不法にかり立てる、不法にまでこれをかり立てていくといふような指導がもしなされることすれば、これは非常に私は遺憾なことであると思ひます。先生方からよく御指導をお願いいたしたいといふふうに考へる次第でございします。

○吉田法晴君 事實の点についても、ピケを横切つたといふのが最初の事實ではないかといふ情報を、さつきあるといふことでしたが、それを否定されて、事實はあつたかなくなつたかわからぬ、結局不明だと言われたのですが、これらの点については、率直に非は非として認めて、そうして再発を防ぐために努力をせられるのが當然だと思ひます。そういう意味で、警察の、これは本庁の警備局長なり長官ですから、その点は情報があるといひながら、それに全く耳をかさない、あるいは事實を調べようといふ態度については、重大な警告をしておきたいと思ひます。そういう態度こそが警察の行き過ぎ、あるいは間違ひを再び繰り返して、

きましては、これらの人々に対しての責任を云々すべき状態ではなかつたといふふうに考えます。

それから先ほどお話にありました五月十二日の事件の重大な原因は、警察官が会社の施設におる。また、四月十八、二十日等の警察官の行動といふようなものが原因であるといふふうに観測しておられるようでございしますが、私も警察官の行動といふものについて、素朴な労働者の中に自然発生的に反感が起るという面も、もちろんないとは思ひますが、ございしますが、しかし現在三井の犬であるとか、あるいは税金どろぼうといふようなことが口々に言われ、また揭示までされておるといふような現状が、しかも労働運動の指導者をもつて任する方々が多数行つておる現地において行なわれておるといふ状態でありまして、私のところにも総評の弁護団だとか、あるいは社会党の方々とか、よく要望とか抗議とかおいでになります。

【理事 古池信三君退席、委員長着席】

その際には、第一組合員は決して自分の方から不法行為をしかけることはないので、またそれはさせないのだ、検査にも協力するのだといふことをおっしゃるわけでございます。私も、できるだけそういう言を信じたいのでありますけれども、事實は必ずしもそういうではない状況でございします。

私、これは御質問に答える点からはずれるかも知れませんが、自然発生的な反感といふものが絶対ないのだとは申しませんが、それが一番大きな原因であるといふふうなことではなくて、むしろ私はあれだけ大ぜいの人

が現地に行つて指導をし、激励をされておる中において、全部そういう意図を持ってやつておられるかといふことは、私も考えませんけれども、しかし實際問題としては、そういう激動、指導の間に、警察官といふものに対しての反感を高めるといふような動きが相當に出てきておるのではないかとはいふに、これも考えますので、警察としてもできるだけ冷静、慎重に事に処すべきことは、これは私も十分に自覚自戒いたして参らなければなりません。あつた労働争議に伴つて、さなきに興奮状態になる組合員たちを、激励といふことのために、不法にかり立てる、不法にまでこれをかり立てていくといふような指導がもしなされることすれば、これは非常に私は遺憾なことであると思ひます。先生方からよく御指導をお願いいたしたいといふふうに考へる次第でございします。

○吉田法晴君 事實の点についても、ピケを横切つたといふのが最初の事實ではないかといふ情報を、さつきあるといふことでしたが、それを否定されて、事實はあつたかなくなつたかわからぬ、結局不明だと言われたのですが、これらの点については、率直に非は非として認めて、そうして再発を防ぐために努力をせられるのが當然だと思ひます。そういう意味で、警察の、これは本庁の警備局長なり長官ですから、その点は情報があるといひながら、それに全く耳をかさない、あるいは事實を調べようといふ態度については、重大な警告をしておきたいと思ひます。そういう態度こそが警察の行き過ぎ、あるいは間違ひを再び繰り返して、

きましては、これらの人々に対しての責任を云々すべき状態ではなかつたといふふうに考えます。

それから先ほどお話にありました五月十二日の事件の重大な原因は、警察官が会社の施設におる。また、四月十八、二十日等の警察官の行動といふようなものが原因であるといふふうに観測しておられるようでございしますが、私も警察官の行動といふものについて、素朴な労働者の中に自然発生的に反感が起るという面も、もちろんないとは思ひますが、ございしますが、しかし現在三井の犬であるとか、あるいは税金どろぼうといふようなことが口々に言われ、また揭示までされておるといふような現状が、しかも労働運動の指導者をもつて任する方々が多数行つておる現地において行なわれておるといふ状態でありまして、私のところにも総評の弁護団だとか、あるいは社会党の方々とか、よく要望とか抗議とかおいでになります。

【理事 古池信三君退席、委員長着席】

その際には、第一組合員は決して自分の方から不法行為をしかけることはないので、またそれはさせないのだ、検査にも協力するのだといふことをおっしゃるわけでございます。私も、できるだけそういう言を信じたいのでありますけれども、事實は必ずしもそういうではない状況でございします。

私、これは御質問に答える点からはずれるかも知れませんが、自然発生的な反感といふものが絶対ないのだとは申しませんが、それが一番大きな原因であるといふふうなことではなくて、むしろ私はあれだけ大ぜいの人

が現地に行つて指導をし、激励をされておる中において、全部そういう意図を持ってやつておられるかといふことは、私も考えませんけれども、しかし實際問題としては、そういう激動、指導の間に、警察官といふものに対しての反感を高めるといふような動きが相當に出てきておるのではないかとはいふに、これも考えますので、警察としてもできるだけ冷静、慎重に事に処すべきことは、これは私も十分に自覚自戒いたして参らなければなりません。あつた労働争議に伴つて、さなきに興奮状態になる組合員たちを、激励といふことのために、不法にかり立てる、不法にまでこれをかり立てていくといふような指導がもしなされることすれば、これは非常に私は遺憾なことであると思ひます。先生方からよく御指導をお願いいたしたいといふふうに考へる次第でございします。

○吉田法晴君 事實の点についても、ピケを横切つたといふのが最初の事實ではないかといふ情報を、さつきあるといふことでしたが、それを否定されて、事實はあつたかなくなつたかわからぬ、結局不明だと言われたのですが、これらの点については、率直に非は非として認めて、そうして再発を防ぐために努力をせられるのが當然だと思ひます。そういう意味で、警察の、これは本庁の警備局長なり長官ですから、その点は情報があるといひながら、それに全く耳をかさない、あるいは事實を調べようといふ態度については、重大な警告をしておきたいと思ひます。そういう態度こそが警察の行き過ぎ、あるいは間違ひを再び繰り返して、

きましては、これらの人々に対しての責任を云々すべき状態ではなかつたといふふうに考えます。

それから先ほどお話にありました五月十二日の事件の重大な原因は、警察官が会社の施設におる。また、四月十八、二十日等の警察官の行動といふようなものが原因であるといふふうに観測しておられるようでございしますが、私も警察官の行動といふものについて、素朴な労働者の中に自然発生的に反感が起るという面も、もちろんないとは思ひますが、ございしますが、しかし現在三井の犬であるとか、あるいは税金どろぼうといふようなことが口々に言われ、また揭示までされておるといふような現状が、しかも労働運動の指導者をもつて任する方々が多数行つておる現地において行なわれておるといふ状態でありまして、私のところにも総評の弁護団だとか、あるいは社会党の方々とか、よく要望とか抗議とかおいでになります。

【理事 古池信三君退席、委員長着席】

その際には、第一組合員は決して自分の方から不法行為をしかけることはないので、またそれはさせないのだ、検査にも協力するのだといふことをおっしゃるわけでございます。私も、できるだけそういう言を信じたいのでありますけれども、事實は必ずしもそういうではない状況でございします。

私、これは御質問に答える点からはずれるかも知れませんが、自然発生的な反感といふものが絶対ないのだとは申しませんが、それが一番大きな原因であるといふふうなことではなくて、むしろ私はあれだけ大ぜいの人

事件を拡大する原因になるのです。

それから第一次の紛争が、警備局長は、梅花君がけた云々という今お話であります。少なくともその第一次に労働者と警官とが対峙をしたのは、その前に、原因がどっちにあったかはとにかくとして、やはり最初は小さい問題あるいはピケと警官とが接触をしたという、あるいは警棒がさわったとか、こういう問題からそれに対して実力行使をした。その実力行使の仕方、梅花君のけがを含んで逮捕されたけれども、逮捕されたあとの踏んだりけったりというのは、これはその写真にも出ておりますが、診断書にちゃんと出ています。これはだんだん事件が明らかになってくると思われけれども、長末君に話をしたときに、彼は加害者だからそこで釈放するわけにいかぬ、断じていかぬという感情的な態度、それでは事態の収拾はできぬから、冷静に話して話し合いをしようじゃないかというのに対して、話し合いのかわりに実力行使をさらにした。それが問題の拡大した原因であるし、それから梅花君は、あとから聞いておると、動かすこともできない。これはあとから聞かれたらどう思うとおるのですけれども、検査ができないような事態であつた。従つてとにかく病院に連れていこう、そうして病院に連れていって、そうしてまあ深夜ですけれども、取り消したという事実は、これは否認するわけにいかぬだろう。そうすると相当のけがを梅花君に与えた、こういうことです。それから、梅花君に対する警察の態度というものは行き過ぎがあつたという点は、これはあとの判断ですけれども、あなたたちにも判断があるだろう

と思ふ。そういう報告は全然ありませんか。そういう日誌は全然ありませんか。それを阿具根君について、何か阿具根君のけがが自分の責任か、あるいは小石か青竹か、何か知らぬけれども、労働者の責めに帰せられておりますけれども、写真から見ても、あるいは労働者の代表であり、大牟田出身の阿具根君に対して、大牟田の労働者が危害を加えるはずは、これはもう絶対にあり得ない。そうして国会議員が何かといひながら、警官の満ちの中に巻き込んで、私もそうですけれども、私は指揮官の前、あるいは皆が見ておつたから、警棒でこを突いた程度にとどまりましたけれども、阿具根君に対しては、この警官の満ちの中に巻き込んでやったというのは、これは写真を見て明らかです。それをとにかく、自分の責任ある責任を転嫁するというのは、警官の非を、梅花君と同じように責任を転嫁して、自分の非を塗りつぶそうと、ごまかそうとする態度、そういう態度だから事件も拡大するし、あるいは長末君の指示をかばつて、さらに今後どういふ事態が起こるかかわからぬという事実が繰り返されることになる。全体のあれを見て、長末君の指揮、実力行使が、あなたは救出と言われるけれども、救出をすべき警官隊というものは長末君の、指揮者の左右におるのですから、どういふ状態にあるか、長末君が一番よくわかつておられます。警察があつて、なるほどそれはこちらに労働者がおり、向こうに労働者がおるといふことだから、はさまれている格好になっておられますけれども、その事態を救助するために話し合いをしようというのに、その労働者に対し

てかかれ、実力行使をさせるから、あとの紛争が起こる。これは全体の経緯から見ればわかる。それから、われわれが事態を収拾しようとした誠意あるいは動きというものの対しては、これはあなたは否定するわけにいかぬでしょう。われわれがけしかけて混乱を起こそうという態度であつたのか、あるいは事態を収拾し、紛争を最小限度にとどめようとする態度であつたか、これははっきりしておる。それまでも、われわれが事件を拡大しようという態度であつたと言われるのですか。しかも、その中で言つたことは、これは現地の警察の報告だけでしょうが、国会議員に押えろと言つた、あるいは何をしているのかといふことであつたけれども、そういう報告が来ておるのだったら、この事態の写真から、そういう国会議員が何か、あるいは国会議員に暴行を加へたであらうといふことについては、その態度はともかくとして、これを否定するわけにいかぬだろう。警官のわれわれに対する態度全体を否定されますか。あるいはわれわれの善意といふものも否定されますか。多少、長官は、自然発生的な感情があつたといふことはわかる。あとはそれを刺激し、激発をして、警官と国民との間の対立を激化しないように、こういうふうな御要望がございました。そのことは私も現地で直接、理性を持つておる責任者、名前をあげてもいいが、あるいは現地に行つておる警備部長なり、あるいは宮浦におる大隊長のごときは長識がございまして、しかし長末君のように興奮してしまつて、事態を最小限度に収拾しようとするのじゃなくて、上がつてし

まつて、かかれ、何をしている、こういう態度では、これは事件は拡大するばかりです。そのことを私は申し上げておる。それから暴行凌辱の多少の程度は認められたようですけれども、全体的から見れば警官の行き過ぎ、不当な実力行使、われわれに対して警棒を使用した事実があつたことは、これは事実です。これは認められないわけに参りません、あなたとしては、そうしてその原因になつた自然発生的な感情の原因が、この前から申し上げましたように、会社の施設によつて動き、あるいは会社の施設の中に、警官が言われるような不当なことがあつた。そういうことについての反省もなく、そうしてピケを最初から暴力的だと考える。その労働者自身を敵視して、ピケの正当な権限を行使させまい、あるいは事態を武力で制止しよう、こういう態度が問題を起こす原因だ、こういうことを申し上げている。多少の反省はあります。あるいは暴力、凌辱の一部は認めますか。警察全体の態度として、自分は反省しない、裁判所も指摘したような違法も自分は反省しない。そうして警察のやり方は間違ひがないのだ、正当だ、やれ、やれという態度だから、中央の態度が、そこでたび重なるとにかく事態が起こる、今後の事態についてきわめて心配される事態……。問題は労使の問題で、首を切られた。首を守ろうとするのは当然の本能じゃないですか。これは裁判官に言いたい。裁判官でさえ

二、三年前の定員削減のときはどうしました。これは団結権であるとか団体交渉権を認められておらぬけれども、しかし自分の首を守るためには、やっぱり裁判官としてやるじゃないですか、警官だつてそうでしょう。警官だつてあの事態を排除のときには、自分の地位、給手を守るためには自然に動いたじゃないですか。労働者が首を切られて、あすはどうなるかわからぬ。失業のとにかくまたにほり込まれる、首を切られぬように努力をするのは当然の話。その行動に対して初めから暴力的だ、あるいは何といふますか、不逞の徒とは言わぬけれども、不逞の徒視して、これを労働者を敵視するといふ態度が問題を起こす原因だから、その根本をなくするために、警官に対しては制裁を加へるべきだし、あるいは長末君が直接手を下したとはいひません。しかし原因を作つた責任者が長末君であり、あるいはその部下、先ほど警察学校云々と言われましたけれども、それらの者についての処罰あるいは長末君の責任等が追及されなければならぬじゃないですか。事態を拡大した警官を引き揚げるのが一番大きな当面の治安維持の最大の急務だと思ふのですけれども、それらの点についてもお考えはございせんか、最後に御尋ねをしたいと思います。

○政府委員(柏村信雄君) 警察が労働者を敵視しているといふことは全くございせん。また、中央でいかにもういふことをけしかけておるようなお

話でございましたが、そういうことは絶対いたしておけません。あくまでも警察は厳正中立を守って、ただし不法はこれを許さないという態度を堅持いたしておるわけです。その不法な容疑者というものを逮捕すること自体が、直ちにまた挑発だというよりなことがいわれるようであるならば、これはもう……。

○吉田法晴君 警官の暴行凌辱は……。

○政府委員(柏村信雄君) これは問題とすべき、問題にならない議論であらうと思うのであります。警官の暴行につきましては、ただいま警備局長から申し上げましたように、その事実が確認され、それが不当な行為として確認されるに至りますならば、それに応じた措置はとらなければならぬと思つたわけでありまして、この点は、私が先ほど申しましたように、事実を調査して、その上必要な措置は講ずべきであるということを申し上げているわけでございます。

それから最後の、警察官をできるだけ減らして帰すべきではないかということ、これは先ほどこれもまた警備局長から申し上げましたように、私も一日も早く大牟田地区の状況が平靜を取り戻して、そうして警察官がそれぞれその本来の職務につくことができるようになることを心から願つたしておるのでございますが、現在の大牟田の状況においては、これを直ちに多数を引き揚げて、不法が行なわれるままに放置するということは、これは許されぬ。従いまして、もちろんこれは現実的に判断すべき問題ではございませんけれども、そういう指導を今直ちにいたすべき段階ではないというふうに考へるのでございまして。

○吉田法晴君 時間がないので、なるべく短時間に終わりたいと思つてゐるのですが、不法が行なわれておる。あるいはこれは阿貝根君もですが、国会議員が何だ、あるいは言つたか言わぬかはともかくとして、国会議員に対して、しかも事態を收拾し、拡大を防ごうとする国会議員に対して、警棒をふるつたりした警官についても、それは調査をしてみなければわからぬと、こういう態度です。そういう態度が、私に事柄を繰り返される原因だと申し上げてゐるわけですが、これは私は警棒をふるつてここにけがをさせたことは、これは間違いない。これはそのときの隊長を見ておる。長末君、その他指揮者もおることなんですから、写真その他でもって発表をして参りますが、あなたたちはそういう事実があつても、警官については不法はなかつたと言われるんですか。

○政府委員(柏村信雄君) あの騒ぎの中で、国会議員の方々が、誠意をもつて事態をおさめるように努力されたというところは、私も認めます。ただ、調査しないとかわかないと申しましたことは、とにかくあれだけの大きさの中で、非常な組み合わせがあるというものでありますから、一対一で警棒を意図的に使つてけがをさせるというふうなことであれば、これは事態が非常に明瞭に相なるわけでございます。それけれども、そういう状況でなかつたといふことは、なかなかやはり直ちに、だれがどういふ意図でどうしたということまで正確に把握するということは非常に困難でありますので、や

はり調査をしなければならぬというところを申し上げたわけでございます。

○吉田法晴君 われわれが事態の拡大を防ぐために努力をしたという点は、これはお認めになりました。誠意の一點が二割は認められました。その中で、とにかくあやまって私どもの肩に手が触れたとか、あるいは警棒を横にして押したとか、あるいは触れたとかいふのではないのです。私に突いたのは、明らかに向うからこりやつて突いてゐるんですから、悪意だということにはつきりしてゐます。で、その警棒を使つておる、そうして私どもを突いた警官が、あるいは写真をとられておらないかも知れません。しかし、これは現地で聞かれたらわかることですから、警官を制止しようとした者があつたというところは、あるいは報告の中に入つてゐるかも知れぬ。これは現地の上部の者は知つてゐるはずで、ですから、警官の中に、国会議員に対して暴力をふるつた者、あるいはふるおうとした者があるというところはわかつてゐるはずで、事態を收拾しようとするわれわれに対して、故意に暴力をふるつた人間があつたとするならば——現にあつたんですから、そういう者に対して、警察庁長官として、柏村さんとしては、どういふ工合に考えられますか。

○政府委員(柏村信雄君) 事態を平靜にしようと努力しておられる国会議員に対して、故意に暴力をふるつた者があつたとするならば、それは申すまでもなく、よくないことであります。私も非常に遺憾に存するわけでございます。

○吉田法晴君 それじゃもう一つ。さつきは第六大隊の副隊長という話であります。一番前におります責任者はとにかく出てくれと言つたら、第六大隊の副隊長が出てきた。これは第六大隊の副隊長だつたか隊長だつたか、私はよく知らないのですけれども、とにかく第一線におる、一番前におる指揮者に話をしておる、とかく興奮するものだから、双方を引き下げて收拾しようという話で、それを大隊長にしたか、長末隊長にしたか、そこは末隊長は、指揮者のところへ来てくれ、こういうことですから、これは指揮者に対して意思は通じておつたと思つたのですが、そういうふうに事態を收拾しようとしておる際にさらに実力行使を行ない、そうして、何している、かかれといふことでもしやつたとするならば、それは警備局長が言うようにあれば、それは警備局長が言うように、に、事態を收拾しようとするのに、事態をさらに拡大して実力行使をさせた者があつたならば、それは長末君であらうと何であらうと、これは事態を收拾するための警察の機能を果たすのじやなくて、事態を拡大したという事になりますから、もしそういう者があれば、その処置は適当でなかつた、こういうことにはなりませんか。

○政府委員(柏村信雄君) 非常に仮定の議論に……。吉田法晴君「仮定じゃない、事実です」と述べ、議論に相なりますが、そのときの状況といふもので責任ある指揮者は判断をしていく、ここで話し合いを始めるにはさらに複雑な状態に相なるということも、ま

まあるわけでございます。話し合いをするということによって平靜に戻る場合もあるけれども、また、話し合いを部分的に始めることによって、あれだけの大きいのがさらけに混乱を増すということもあり得るわけでありまして、みんな話せばわかる人間ばかりではないのでありますから、話し合いで事が常に片づくものなら、これはどうも片づくものではないので、そうでない場合もあるわけですが、その現場の判断といふものは、事情をよく調査したといふことは、事情をよく調査したといふことは、適切であつたかどうかといふことを直ちに申し上げることはできないと思つてゐます。しかし仮定的におつしやつた、もし事件を平静に帰せようとする、事件をおさめようという気持がある中で、事件をあえて拡大しようとする者があつたといふことは、これはよろしくない行為であるといふことは申すまでもございませぬ。

○吉田法晴君 最後に、制止をしようとしたのが隊長じゃなくて、話し合いをしようとするのに、かれ、あるいは何をしようとする、こういうことで部隊を突つかからした、実力行使をさせて、事件を拡大したのが、ほかから隊長、隊長、話し合いをしようという当の指揮者なんだ。感情にかられて、制止しないで事件を拡大したのが長末隊長だ、こういうことを申し上げてゐるわけです。答弁は要りません。

○成瀬維治君 長官にお聞きします。が、名古屋で災害があつた、あのときに警官の人が、非常にいろんな問題で出ましたが、しかしとてもいかにないといふので、実は警官の階級章を取り、あ

るいは警官服を脱いで、消防の服装をして出勤された、そうしていろんな仕事につかれたということをお聞きになつておりますか。

○政府委員（江口俊男君） 消防服というものはないと思いますが、ああいう場合には作業服というものを使います。いわゆる消防というか、そういう作業をしいいような作業服ですね。

○成瀬權治君 それは、作業のために
 そういう必要があつておやりになつた
 のか。普通の警官の服装をしておら
 ない方が……、どちらかが便利に
 ためになるという事をやられたのか、
 それとなく、別な意味があつてやら
 れたのか、どういふふうにそのこと
 にお聞きになっておりますか。

○政府委員（柏村信雄君） 私その事実は詳しく聞いておりませんが、ただいま局長から申し上げましたように、事態を処理するとか、いろいろ重労働的な仕事につく場合におきましては、作

業を着て怪快な態勢をとるといふこととでございまして、また一般に警察官とわかつて、民衆からはつきりといふいろいろな事案というものについて報告を受けるとか、届け出を受けるとかということが便利な場合には、もちろん願則として制服を着るわけでございます。

が、制服を着ないで作業着を着るとい
う場合は、特別にそうした活動をする
ようなときでございまして、その以外
に特別な意図をもつて階級章を取りけ
ずす、あるいは警察官ということを示
示しないような形をとるということ
はございません。もちろん、捜査員
等の私服等は、これは別でございま
す。

と思うのですが、警官の方が警官の普通の服装ではおれなかった、おつしやるような作業状態ではなくて、実は警官の一般の服装をしておれば、一般民

衆からの反撃があつたために、警官ではないという服装をとられたという点だと思ふのです。事實はそれが大きな理由なんです。ということは、私は警察官というもの、やはり一般民衆

との間に何か知らぬ、ああいうお互いの国民が興奮し合ったときに、何かそこにそぐわないものがある、こういうことで非常に残念だと思っておるのです。この点については、あなたの方は、調査もしてお見えにならないし、あるいは報告もきておらないようです。が、私は実際どういう理由でそういう

服装をされたかといへば、おのずから
事実がわかつて参りまして、警官の今
までのあり方に対する一つの反省材料
になるし、今後の進むべき道を明示す
る、あるいは警官の、今のままでいけ

ばど、いう將來の形になるか、たとへば朝鮮の動乱におけるところの警察官官に對して民衆が何をやつたかといふやうなもの、を暗示する一つのものになるやうなものを、一つ十分調査をして検討を加えていただきたいといふことを最後に申し上げておきます。

次に申し上げたい点は、梅花君の傷は、これは警官と両者の立ち会いの上ですが、腹部に内部出血をしている。このけがというものはどうして起きたかといえ、あなた方はどういうふうかに判断されるか知りませんが、普通のたたきとか、げんこつで突くというけがじゃないと思う。少なくとも本人が倒されたところを踏むとか、けるとい

ない傷だと、こういふふうに判断するのですが、あなた方は警察官として、絶えずそういう暴行、傷害等の起きた場合の、なぜ、これはどういふ格好で

加えられたかという点については、職業がら絶えずやっておみえになる経験者だ。従ってあなた方のそういう豊富な経験に基づいての判断、特例的なものはございましょう。しかし、

つ。
○政府委員（江口俊男君） 成瀬委員に就いては、お伺いしますが、作業服は名古屋の台風のときのことですか。
○成瀬幡治君 そうです。

○政府委員(江口俊男君) ということ
でございますれば、全く民衆と警察官
が接觸する、警察官だとわかったら困
るというような意味は毛頭ないので、
これは想像できません。警察官がなす

べき仕事をなしていない、あるいはなすべからざるものをなしているという感じがありますれば別として、警察官が非一人でも足りない、とにかく各人が非常に活躍をしているという災害の状態のときですから、私たちの聞きまじった範囲では、むしろ事務をとる人間な

んが普通の平服でいいわけですが、これじゃ恥ずかしい、みんなが緊張してわらじがけでやっているのに、作業服も着ないで本部に詰めることは恥ずかしいというようなことで、わざわざ各々地から作業服の足らぬを集めてやつたくらいであります、これは何ら他意はないわけであります。ただ、あれで不便なのは、階級章やなんかという

で補いますけれども、何か作業服であり、かつ警察官としてはつきり認識できるものをつける必要があるのじゃないかということで、近く、近々でござ

いますが、警視庁等ではそれを誤作したといふこともあるくらいで、作業服を着るか制服を着るかということは、全く便宜の問題であつて、そういう御心配というものは私は全然ないもの

それから梅花君の傷につきましては、われわれ具体的にどこをどうやられてどういふ程度かということはわかりません。ただ、報告によれば、二週間程度の入院を要するというに相なっております。これは、このことについては、告訴をしておられるようである。

あります。ただ、だんだん誤っていかないといふと、そんなけつたとか踏んだとかいうことがあるはずはないと私考えなすけれども、ここでそんなことは絶対になかった、報告によればございませ

訴も出てゐることでありますから、慎重にその推移を待つ方がいい、そうであるとか、そうでないとかいうことは申し上げないで、そういうことはあるはずはないというふうにわれわれは思ふというくらいに御了承いただきたい

と思ひます。

○成瀬瀬治君 名古屋の災害のときの問題は、これはあなたの方のお聞きになるのと、私の聞いているのと、非常に違ひがあるのでございますから、私は一度やはり、そういうふうな報告があるかも知れませんが、念のために一度私はお調べをお願いしたいと思います。

それから梅花君の問題について、私

て、腹部の内部出血だということが明確に診断書に出ているわけです。そういう傷はどういう場合にそういうようにな

ことになるか。私は佐々木とこの話を聞かむとか、けるとかしなれば、なかなかできないのじゃないか、あるいは警棒で突くとか、そういう相当な力が加えられなければそういうことは起こらない。……

ぬしはないか。たゞ、手で突いたとな
押し合つたといふことぐらいでは起こ
らぬのじやないか、こう思いますが、
どういふふうに判断されますか。

○政府委員（江口俊男君） 倒れたところを踏んだりけつたりしても起こるで
しょう。しかしながら、そうでなくて
も起こり得ると私は考えます。

田委員との質問のやりとりを聞いておりまして、もし国会議員でこの争議がとめられることはできないかというようなことで、少し国会議員に乱暴な言

葉を使ったかもしれないとかあるいはビケを横切らなかつた、あるいはそういうようなこともあるか、しかし、警察からの報告という報告、あるいは長末隊長と一つ話し合いをしようじゃないかという格好で実は私たちが出なかったという話、これは長末

隊長に実は連絡はなかったというより、
なことを言われますのを聞いておりま
すと、警官というものは非常に手前勝
手に、自分の都合のいいことは言うけ
れども、うそを言うものだ、自分の都
合の悪いことに關しては何か口を緘し
てそれを否定するものだという感じが
非常にしてならない。私たちもそこに

ような言葉は何べんか実は目の前で私も聞きました。私のからだにもさわりました。あなたそれはいけないう、暴行罪になるよと言ったらやめました。つかもうとしたわけじゃないですよ。しかし、そういう態度というものは、私は非常に遺憾だというよりはかたくなに思います。これは若干は水かけ論になって参りますが、こういう点は私は警官として、少なくとも宣誓までされた警官のとるべき態度ではない、こういうふうには実は思っているのです。非常に残念だと思う。あるいは多少の興奮はやむを得ないだろう、こういうようなお話かもしれない。しかし、それは私一般の人はいいと思います。しかし、少なくとも指揮者は、少なくともその隊長というよりな責任者は、冷静な人でなければならぬと思う。ところが大隊長というのですか、中隊長というのですか、副隊長というのですか、そういうような人たちは、なぜあいつらに隊長が興奮しているのだろ、力んでいるのだろと、いつてひやかしているというのですか、笑っているような格好をとっているというのも私は実は何人か、何人かといつて、二、三人の人たちに実は聞いたわけです。こういう点などを見ると、どうも何というのですか、隊長さんの処置もおかしいと思いますし、警官全体がそういう話をしたありのままをあなたの方に報告していない。隊長のやり方というものについては少し行き過ぎてあったのじゃないか、興奮し過ぎておつたのじゃないかといううなことが、率直に私はあなた方に報告があつてしかるべきだと思つているのですが、こういう点についてどうい

うふらにお考えになりますか、私は感念だというより言い方がないのです。

○政府委員(柏村雄健君) 私どももいろいろの事案がございます場合においても、できるだけ正確を期したいのであります。時によりますると、非常に困ります。それで常に、現在までの報告によればというよりなことを申し上げない、また、第一線からも率直に、われわれがどういふ措置をとるとか何とかいうことは別といたしまして、正しい報告をしてもらうように、これは常々指導いたしているわけであります。それで、それによって決して故意に私はゆがめた報告をしているとは思っておりませんが、しかし、いろいろ先生方からお話を聞くと、また違った面も出て参りますので、さらに正確を期して参りたいというふうに考えます。

○成瀬權治君 私の方は、組合の方は、こういう事件が起こるからといって写真班を持っているわけではない。それから普通の人たちは、新聞社やあるいはその他の報道機関関係の諸君が写真を撮る。警察の方は何かそういう方があるようです。私も実は一緒にございましてけれども、薄い鉄板がございます。阿具根君が負傷した約二、三メートルの距離のところ、そのの上におがっておって写真をとろうとした。そうしますと、警棒で足を払う。だから

ら僕にもあわてて下におりまして、しからぬではないか、こう言つて抗議をしますと、非常に警官は都合のいいもので、その上に上がつては危ないからおりてもらつたのだ、こういう言い方なんです。なぜそれをやるかという、そういう写真をとられては不利だということになれば、そういうことをやられる。非常に私はおかしいと思ふのですよ。こういうふうな点も、私は一ツ現地向かつて注意として御連絡いただきたいと思う。

次に、お尋ねしたい点は、警官の武器の使用の問題ですが、あの警棒というときは、警棒をはずす場合、あるいは何かあそこに入つてきて、かかれといわれると、すぐ警棒はずして、これは持つていいものか、ここからはずすというときはどういうときなのか。それから使用する場合は、使用ということになると、これを使うことになるわけですが、これはどういうときに使つていいものかという判断ですね。たとえば、かかれといわれると、警棒はずしてみんな持つていつておつたようですね。これは武器を使うためではないというふうになるのか、その辺はどういうことになるのですか。

○政府委員(江口俊男君) 警棒を使いますのは、警棒の使用規程というものがございまして、それにのつとつてやるわけでありますが、現場におきましては情勢を判断して、現場の指揮官がはずして使うということを命令いたします。それで横にかまえてやります場合には、やはりそれは使用でございまして、多数の中を少数の警察官が割つて入つて道をあけるというふうな場合には、そうやるわけでありまして、

それから、昔の使用規程では、警棒を肩より高く振り上げてはいけなかったというのがございましたが、これはまあ、ろくなぐつてはいけないというのは、昔も今も同じでございしまするけれども、警棒の普通の使用として、しかし、これは肩より高く上がっておったか、上がらなかったかということが非常に問題になる可能性がございしますから、それはたしか昭和二十九年でございしますか、単に上げるとか上げるとかいうことをいわないで、警棒で人の頭部等をなぐっちゃいけないというより、な書き方をしております。だから場合によっては片手でもって使うこともあられるし、それから横にかまえて、それで押していくというふうなこともございします。

○成瀬幡治君 警棒の使用は第七条で、いろんな一つの大筋が制約を受けて、そうして使用方法に移っていくと思えますが、この警棒を、何かこう向かい合っておるようなときも、対峙して向かい合っておるようなときも警棒を抜いて下に下げていく、警棒の使用と先ほどおっしゃいましたような使用になると思う。それから普通何か混乱が起きたようなときには、みんな警棒をはずされるわけなんです。これは何か第七条であると、私はこういうよりなときにははずしていくのは少しおかしいじゃないかと思うのですが、おかしくないですか。警棒を使用していないという場合は、第七条からいくと少し行き過ぎだと思うのですが、どうでしょう。

○政府委員（柏村信雄君） 今七条とおっしゃるのは、警察官職務執行法の七条で、これは武器を用いる場合でござ

さいます。警棒は、犯人逮捕等の場合に、武器として使用する場合もございいますけれども、武器としてでなしに、防御のためにも使うわけですね。それから、そういう普通の使い方、警棒使用というのは、武器として使っておるとは考えておられないわけでありま

す。

○成瀬幡治君　これを武器じゃなくて、これは何か護身の道具というよりな解釈なんですか。そうすると、警棒というものは武器だ、それからそうではないという場合の、その判断と申しますか、それは、だれがどこでおやりになるのですか。

○政府委員（江口俊男君）　警察官警棒、警じょう使用及び取扱規程というのは装備として考えております。装備としてそれを使用する。武器としてじゃなくて、ピストルや何かはこれは武器ですね。ところが警棒警繩はその警察官の手足の延長というか、手足に付随するものとして考えるわけであり

ます。

○成瀬幡治君　それはあなたの方は……。今ちょっと私の方も準備不足でございいますし、ちょっと私はどう見ても納得のいかない解釈だと思つてゐます。やはりどう見たって、こういうような場合にお使いになっておるし、いろいろな、とかく振り上げたり人を突いたりしてしまふものです。ですから、武器じゃないかもしれぬけれども、相手に害を加える一つの器具になつてゐる。相手側から見れば武器にひとしいものになつてゐると思つてゐます。ですから装備としてこれを使つておる、こういう場合に使つておるとはちよつと考えられないのですかね。装

という格好、そのかわり組合の方も、それは組合旗などは持つておるかし

が非常に巧妙である場合に、目的を達するということ、非常に警察官の使

好でおるのですから、そういうような場合には、あなたの方も一つそういう

入れないように妨害するということ
は、これは直ちに公務執行妨害罪が成

ないか。警棒を抜いてもふらふらしている。そうすると、ついやつぱり

撃剣の何といひますか、しないのかわ
りに警棒を使つてやり合つたりしてい
るのを現に見まして、警棒の使用が
やつぱり乱雑になるといふか、法の精
神に違反した使用の方が起こるだろうと
いつて注意をしたのですけれども、そ
のときには、いや、これはここだけじゃ
なくて、大半田全体でそういう指令が
出ておりますから警棒は抜いておりま
す、こういうお話でした。それで警棒
を抜いて出てきていた部隊、それにか
かれ、こういうことで、何をしておる
かというところで叱咤激励をするものだ
から、警棒が使われて、われわれにも
その一本が飛んできましてたようなわけ
です。中にはうしろ、後頭部のけがを
した者があります。これはおそろしく警
棒でうしろからなぐつたのだらうと、け
がを見てわれわれは考えられるわけで
すが、あなたはそのときに不法があつた
と、こういうお話をすれば、成瀬君
が話をしようとしたそのときには、不法
状態があつたというわけでありません。
あるいは混乱があつたわけではありま
せん。そういうあなたが言われるよう
な民法五百三十六条によつて執行吏
の執行をやらう、こういうわけでもな
い。ついでに申しますが、国会では警
察庁は、これは江口局長もそうだと思
うのですが、四月十九日のときには民
訴法五百三十六条によつて妨害排除を
頼まれてやつたのだ、こういうことで
すが、現地の警察官はそうではなく
て、警察の職務執行法だ、こういうお
話です。で、警察官職務執行法の事態
が十九日にあつたかなかつたかといふ
ことも問題ですけれども、十一日、十
二日の事態についても、その時点でこ

れは対峙しております。対峙はしてお
りますけれども、あるいは中にはさ
まつておるから警察官の人数をふやそ
う、こういう意図はあつたかも知れま
せん。あつたかも知れませんが、それ
も、かかれというところで警棒を使わ
せるような状態になつたといふこと
は、これは私ははっきり言える、その
当時の事態が、ところが、その警棒を
平生抜かれておる、ぶらぶら持つてお
る、そして出動をさせ、かかれ、こ
うなると警棒が使われる。それは頭より
以上上げてはならぬ、たいていはなら
ぬといふことになつておるけれども、
すぐ使われる。これは過去においても
そうです。それから今後においてもそ
ういふことがある。だから、警棒はそ
ういふ場合に、警官が労働争議に關連
して出てくることは好ましくないけれ
ども、もし出るとしても、それは警棒
を装具し、あるいは持たないで行つた
ら、そういう不法使用を防げるのじゃ
ないか、こういう意味で成瀬君が言つ
ておるのですが、今までの答弁は固執
されますか。

○政府委員(柏村信雄君) 私は何も今
までの答弁を固執するわけではありま
せんが、先ほど来申し上げておる気持
は変わらないわけでありまして、さつき
成瀬委員のお話で、ホッパーの所でス
クラムを組んで、これを阻止するとい
う場合を設けられましたので、それに
ついて私は公務執行妨害と申し上げた
ので、五月十二日のことを申し上げた
わけではございません。また警棒をおさ
めて警らするとかいふようなことにつ
きましては、これはそのときの状況に
よつておさめておる、たとえば東京都
内のような警らについては、ほとんど

が警棒をつつたまま歩いておるとい
うのがかなりあるわけでありまして、そ
ういふ状況によつて、あるときは警棒を
おさめ、あるときは警棒をはずして警
らする。状況によつてでありますし、
こゝろの点は、上官と申しますか、指
揮者がよくその状況を的確に判断して
定めるべきものと考える次第でござい
ます。

○委員長(山本壽君) ちよつと成瀬
君にお願ひいたしますが、だいたい時間
も過ぎましたし、それから今この委員
会の審議中の法案への関連質問でござ
いますから、できるだけ要点だけで一
つお願いいたします。

○成瀬議員 わかりました。

私は、ホッパーで起きると想定をし
て、そしてあのものはどういふ格好
で両者が衝突するといふところまで、
大体長官も、御想像になれば私はわか
ると思ふのです。とすれば、むしろ
あの際は、警棒等ははずしておやり
になるのがむしろ流血の惨を免れた。同
じ日本人同士ですよ、ですからそ
ういふ適宜の措置をとられる。私は警棒で
一番悲惨なのは、早稲田事件のとき
に、早稲田の学生がすわつておるの
を、こん棒でたたいてやつておられた
のを承知してゐるのです。大体警官と
してはそういうことをお慎しみに
なされる方がむしろ民衆の警察官じゃないか、
こゝろの点で申し上げておるわけ
です。ですから、こゝでどういふとい
ふことは別として、私はどういふ方向で
ぜひ一つやつていただくことを心から
一つ希望しておきます。

次に、もう一つだけお許し願ひたい
と思ひますが、あの執達吏が作業にか
かります。そして途中で日没になつ
たといひます。両者もみ合つてい
るうちに日没になつたといひます。
そうすると、それでいろいろな衝突を
やつてゐる、たとえば四時ごろから始
まつて、えつさおつさやつてゐるうち
に七時ごろになつちやつた、日没に
なつたといひますと、そのことは中止
されるのか、夜間に入つてもそれは繼
続されるのか、その点土地取用法の何
条だつたかよくわかりませんが、十二
条か何かにあるわけですね。あなた
の方も執達吏の方の執行には条文がない
ようです、探してみても、あるいは私が
勉強不足で、ほかにあるのかもしま
せんが、大体そういうことになると思
ふのです。これはどういふふうにな
るのか、その点を一つ承つておきた
い。

○政府委員(柏村信雄君) 非常に法律
的な御質問で、私も法律のことは詳し
くございせんが、何か夜間の執行と
いふことについては、その夜間の執行
の許可がなければならぬことになつて
おるものでございまして、もしそ
ういふものがなければ、中止すべきもの
であるといふことによつてござい
ます。

○成瀬議員 これも一つ現地に立つ
て、私は一つ十分注意していただき
たいと思ひます。やむにやまれぬときは
あるわけでありまして、となく
夜間の場合には、私は思はない大
きな、大ぜいの人たちがけがをする場合
があると思ふのですが、そういう点に
ついて一つ十分、お互ひ日本人同士
がつまらぬことで血を流し、そうし
てその場合に負傷し、命を失ふやうな
ことがあつたら非常に不幸なことだ
と思ひますので、そういう点につ
いては、一つ格段の配慮をしていただか

ければならないと思ふのです。そうい
う点は、十分に現地に今のようにな
るのを御連絡方お願いをしておきます。

○吉田法晴君 この前の社務委員会
で、江口局長から答弁があつた。それ
は四月十九日の三川の通用門で、警官
が十数人のピケを排除して、そして
就労した、その事件を取り上げられ
たときに、警察庁としては、民法三百
五十六条で、執行吏の要請によつて
やつたのだ、こゝろの説明でしたが、
福岡は終始そうではない、警察官職務
執行法だ、こゝろのことです。重大な
食い違いが生じた。もう一ぺんそ
の点だけお尋ねしておきたいと思ふ。
それからもう一つ、ついでです。から
長官のおられるときに、これは長官か
ら承りたい。それから現地の警察
本部長は、三油のピケは暴力的である
は革命的でございまして、こゝろの考
え方をとつておられますが、その結果は四
月十九日の事態はさうですけれども、
ピケの権利を全く認めないといふ事態
になつた。四月十九日の事態につ
いては、違法な執行があつたと、裁判所
は、そのときの執行に対する異議の申し
立てに對して、決定をしておるのです
が、四月十九日の事態について、警察
の執行についても違法、不当があつた
とお考えになつてゐないのかどうか。
それからピケを暴力的あるいは革命的
だと考へて、ピケ全体を無視し、それ
がいつてもとにかくかかれ、ある
はいつでも警察官職務執行法が執行で
きるのだ、こゝろのやうな判断に立
つておられるがどうですか。そのこと
が十二日の事態の、警察官の出動、実力
行使の私は結果にもなつたと思ふ。そ

のときには私はなかったと思うけれども、その底の中に、三池のビケは全部違法なんだ、こういう考え方があつたから、その点について警察庁のあれを願っておきたい。

それから先ほど来紛争が起ることは望まない。あるいは会社側に立ってビケを排除する云々ということ、今の事態が好ましいことではない、早くそういう事態がなくなることを望む。あるいは警官の多数の出動の必要は私どもはないと思うけれども、必要があると考えられておるのか。さらに増員が計画されているようにも思ふけれども、その底には、三池の事態全般について、根本原因から、この首切りを何とか阻止したい、あるいは撤回したいという、私は自衛自衛の行為から出発しておるのですけれども、それに対して全面的に警察がビケ排除あるいは警察官職務執行、あるいはこれを私たちが弾圧というわけですが、弾圧といわれるような動きになってきている私は根本原因だと思ふのですけれども、長官として、どういう工合に考えているのか。過去のことに反省はしないのか。先ほど、今の事態は好ましいことではない、早く警官がもとの部署に帰ることが望ましいと言われましたが、根本精神について、私も納得のいかない点がありますから、一つ長官から御答弁をお願いしたい。

○政府委員(柏村信雄君) 四月十八日、二十日に、警察官を動員して新労が就労した、あのときの警察官の出方ということがあります、私もそのとき居合わせませんで、局長がどういふふうに申したかは、はつきりと存じませんが、執行吏からの応援要請があつた

ことは事実でございます。この要請に基づいて出たということも、これは事実でございます。しかし、たとえ十八日の事態を申し上げますと、執行吏の要請に応じて新労のあとについて直接これを、もし抵抗があつた場合にその抵抗を排除するような要員としてついていったのは、たしか一個中隊くらいであつたと思ひます。全体としては千五百名ほどの者を出しておるわけでございますが、この実際の活動というものは、私は警職法五条によつて行なつたというふうに考えておるわけでございます。と申しますのは、三月二十八日にあつた不祥な事件が起りましたあとでございます。その、もし両者が——旧労と新労が多数衝突するということになれば、どんな事態になるかということを考えて、これを未然に防ぐことが必要であるという意味において、生命、身体、保護のために、正門前におけるビケ隊員が通用門の方に回つてぶつかり合うことを防ぐ、また、火花を上げて集まつてくる者を防ぐということをしてはさういふふうな考えでございます。

また、裁判所で、執行吏の執行が不当であるという趣旨の決定がなされたが、警察官のつた行動が不当だということと言われているわけでございます。個々につきましてはわれわれも十分に調査をして、反省すべき材料があれば十分自戒するにやぶさかでないと思いますが、あの当時、三月の事件のあとにおきますあの十八日、二十日にとつた警察官の行動は、全体的に見れば、これは妥当なものであつたといふふうに私は今でも確信いたしております。

それから、現地にさらに増員をする計画であるかどうかということにつきましても、これは現地で判断する問題でございます。これは、私から軽々に増員するとか減員するとかいうことは申し上げられませんが、現在のところ、さらに大増員をするという計画はないように私は承知いたしております。

それから、とにかく事の起りが首切りであり、その自衛的手段として旧労の行動が行なわれておるんだということにつきましても、私も大筋としてはそうであらうと思ひます。私も、こうした今の事態になるまでの深い、深刻な因縁といふものがあつて、これはなかなかむずかしい問題はあらんでおるというところは重々承知をいたしておるわけでございますが、従つて、この争議について、警察としてどういふいう気持は毛頭持つておらぬわけでございます。また、やはり争議行為でございますので、労働争議のルールにのつた適法な争議といふものが展開されるべきものであらうと思ひます。これは、会社側についても、新労側についても、旧労側についても、すべて言ひ得ることだと思ひますが、その間に時にやはり不法、越軌な行動が行なわれ、また、治安が十分に確保されないという事態があらうと思ひます。警察としては当然その職責上、ある程度の警察官を動員してこの治安の維持に当たるべきことは当然であらうと思ひます。今直ちに非常に変つた形の態勢をとり得る状況にはないと思ひます。これらも現地的に十分判断してまいり、また、われわれもいろいろ事情を聞いて指導をして参りたいと思ひますが、現状はさういふふうなわれわれとしては判断しておりま

る。○吉田法晴君 主要要請が大部分ですが、これは私は何べんも言ひましたが、数年前、まだ三、四年前だと思ひますが、福岡の田川郡の古河大峰炭鉱で争議を起した。そのときに、これは就労をしようとしてキャップ・ランを労働組合がまあ取ろうとするという判断であつたかと思ひますが、安全灯を会社側で守ろうとした。それを警察が安全灯室に入つて、会社側で安全灯を守りたいというのに、警察が守ろうという態勢になつたことがあります。そのときに、中立であるべき警察が、会社側の建物なり、会社側が守ろうという安全灯を警察が守るといふことは、これは警察の態度としては中立的じゃないじゃないかという指摘をいたしました。その三、四年前までは、警察は中立であらうという少なくとも大方針があつたとき感じました。ところがさういふ中立性を個々の具体的な事実でもって守りたいという配慮がだんだんなくなつてきておる、少なくとも今度の場合には、これは会社の施設を使う云々という点にはつきり現われております。中立的でありたい、あるいは会社の施設を使うことは好ましくないと言われながらも、先ほど江口局長は、研究をしておる、別のあれを使うことを考えておるということでは全然そんなことは考えておられませんが、少なくとも二、三日前までは、それから、ビケの中に入るかどうかといふことと関連をしていますが、あのビケの限界について政府の見解が出ます、東証だとか、あるいは山梨信託銀行でしたかの争議の際等には、まだビケを破るという活動を警官自身がやるというふうなことはなかった。少なくともまあ暴行傷害といふか、あるいは不法がなければ見ておる、警戒をしながら見ておる、こういう態度でしたが、このごろはすっかり変わつてしまつて、ビケ全体を不法視して、これをいつでもとにかく排除をする、こういう態度に変わつておるようです。それから警棒の使用なり、あるいは国民に危害を与えるという事実は、十八日だとか、あるいは五月の十二日だけでなくて、これは社宅の警備に当たつておると言われますが、社宅の警備に当たつておる警官が、ばたんと戸を締める音に驚いて、それで暴行をやつたということでは逮捕に向かつた際のことですけれども、中に入つておつて制止をしておつた、熊本のこれは県会議員、酒井君といふのですが、これは長崎の警察隊ですが、引き倒して踏んだりけつたり、これは陰の方に持つていつて、夜ですけれども、やはり人の見えぬ所に持つていつて踏んだりけつたりしておる。そういう事実が重なるものですか、やはり感情を刺激して、自然発生的な云々といふことですが、だんだん警察官が国民を守つてくれるというよりも、国民に危害を与える、あるいは自分の首を守ろうとする最小限度の動きに対しては警察官がこれを監視してやつてきたという印象がだんだん強まつてきたといふことは御理解をいたしたいと思ひます。そして、その間に

おけるときどきの警察の行き過ぎ、あるいは私は不法が入っておると思うのですが、それについて皆さんも全然反省がない。砂川事件のときに警棒をふるって千名以上のけが人を出したことにについては世論の批判を浴びられたが、あのとき行き過ぎがあったらという反省もありましたが、警官の警棒の使用、その他国民に対してけがを与へることについてはほとんど反省がない。今質問をしておつても、あるいは現地で指摘をしても、そして間違つても、とにかく警察官の職務執行に対して多少の抵抗があるならば、それを公務執行妨害、こういうことで実力行使をしよ。その際には多少の犠牲が出ておかまわぬ、どんな犠牲が出ておかまわぬ、こういう印象、そういう考え方だと私も考えられるわけです。今後の事態が心配をされ問題になるわけです。あなたが言われるように、不法がないように、あるいは国民と警察とがとにかく対立をしないように、私も苦心をしております、実際の話。しかし一つ一つの不法について、あるいは行き過ぎについて反省がなければ、ますますこれは対立が激化するだけだ。初めは長崎の警官隊は顔を全然知らぬ、それから旅の恥はかき捨てたらうという気持もあったのじゃないかと。うい話でした。あるいは福岡等で知り合いになつてゐる人は、あるいは警察の駐在におるといふ者はそうでもないといふことでしたけれども、そういう声もだんだん小さくなるように行き過ぎが重なつてくる。あるいは警察官の警棒の使い方、暴行凌辱という事案すらも頻発するようになって、五月十二日の事件が起こつた。しかも拡大を防

止したいと一生懸命になつてゐるわれわれに対してさえ警棒が使われる。こういう事態が起こつて、私どもはきわめて事態を重視しておるわけです。ですから、警官のやつたことは何でも正しいのだ、一方的な報告だけ聞いて、不利な点は隠しておる。報告されておられぬようにですけれども、そういう一方的な報告に基づいて弁護されるならば、これは今後の大牟田における事態あるいは福岡における事態、九州における事態は大へん心配をされるのです。そして国民と警官との対立がだんだん激化して、いかなる事態が生ずるかもわからぬといふようにだんだんなつて参ると思ひますので、非は非、是は是といふことで、警察庁の長官は、悪かつたものについてはこれは直す、あるいは責任者をやはり処罰をする、こういうことでなければ、私は不幸な事態を防ぐわけに参らぬと思ひます。警察行政全部をあずかつておられる長官としては、民主警察の実態を守るために、これはきわめて厳格でなければならぬと思ひます。それから峻厳でなければならぬと思ひます。強く注意を促し、要望をいたして、質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(柏村信雄君) 四、五年前までは中立性を少なくとも考慮しておつたが、最近はそのことがないやうだといふ仰せでございますが、そういうことは全くございません。われわれとしては、あくまでも争議等について厳正中立の態度を堅持して参りたいと考えておるわけでございます。また、ただいまお話しの方省がないといふことでございしますが、先ほど来申し上げておりますように、われわれ

は反省すべきものについては十分に反省、自戒、自肅して参りたい。しかしながら、さつきお述べになりましたように、自衛の手段であるからといって不法を犯した。しかしこれを警察として取り締まると、検挙するといふやうなことに對して、これが刺激をするんだといふやうなことに相なりますと、警察は警察として反省、自戒いたさなければなりません。そういう問題もあるうかと思ひますが、今度一方、警察のやることは非常に一方的だ、警察のやることは悪くて、組合のやることはすべていいんだといふやうな印象づけを素朴な組合員たちに持たせないやうに、私は労働運動の指導者としては十分にこれは考えていたきたいといふことを、私先ほども申し上げたのでございまして、私どもも十分に反省、自戒すべき点はそういたして参りたいといふふうに考えておる次第でございます。

○委員長(山本利壽君) 本日はこれをもって散会いたします。

午後四時五十六分散会